

令和5年第2回

美浜町議会定例会会議録

令和5年3月 9日から

会 期

14日間

令和5年3月22日まで

美浜町議会事務局 調製

令和5年第2回美浜町議会定例会会議録(第1日)

招集年月日	令和5年3月9日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和5年3月9日 午前10時15分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		
	[報告] ○ 専決処分 ¹ の報告について(令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について) [議案] ○ 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第7号) ○ 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第2号)			

令和5年第2回美浜町議会定例会会議録(第1日)

町長提出議案 の 題 目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) ○ 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号) ○ 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) ○ 令和4年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第1号) ○ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について ○ 美浜町個人情報保護審査会条例の制定について ○ 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定について ○ 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定について ○ 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定について ○ 敦賀市と美浜町との学齢児童及び学齢生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議について ○ 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について ○ 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定について 			
議員提出議案 の 題 目	-			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	7番	河本 猛 議員	14番	竹仲良廣議員

議長

本日は、全員出席されております。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(開会宣言 午前10:15)

議長

ただいまより、令和5年第2回美浜町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、町長、副町長、教育長及び総務課長の出席を求めました。

まず町長からの挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

町長。

町長

本日ここに令和5年第2回美浜町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、お繰り合わせ御出席を賜り開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

会議に先立ちまして就任の御挨拶の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

去る2月21日に告示されました美浜町長選挙におきまして、町民の皆様からの御信託を受け、引き続き町政を担わせていただくことになりました。大変光栄なことであるとともに、課せられた使命と責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。こうした町民の皆様のお気持ちに甘んじることなく、これからも議会の皆様はじめお一人お一人の声をしっかりと受け止め、協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

我が美浜町は昭和29年に4村の合併により誕生し、今年度町制70周年を迎える伝統ある町であります。また、心豊かな人情あふれる人が集い、町名のごとく美しい海浜や名勝三方五湖など、豊かな自然があふれるそんな美浜町が大好きであり、住んでいることに幸せと誇りを感じています。しかしながら、人口減少や少子高齢化が進む中、地域コミュニティや地域活力の減退が懸念されており、長期化するコロナ禍がさらに追い打ちをかけようとしています。

さらに、町の自然と経済を育む農林水産業や商工業は将来展望をしっかりと見据えた持続的で活力ある産業への展開が必要となって

います。とりわけ豊かな自然を生かした観光は手詰まりの状況にありましたが、目前に迫る好機を捉え活性化につなげるべく、対応が急務となっております。

また、国のエネルギー政策はグリーントランスフォーメーションの実現に向け抜本的な議論が進んでおり、原子力政策に係る将来展望も大きく変わろうとしています。

このように刻々と変わりつつある社会情勢をしっかりと捉えながら、一歩ずつではありますがまちづくりを進めてまいりました。100年に一度の好機となる北陸新幹線敦賀開業を見据えた観光地の魅力アップに向け、レインボーライン山頂山麓公園をはじめ電池推進遊覧船やレイクセンターの整備などを進めてまいりましたが、この4月にほぼ全ての施設が完成いたします。

また、美浜駅からなびあすまでの一帯を誰もが楽しく集う交流エリアとして、にぎわいゾーンと位置付け、美浜駅舎や駅前広場のリニューアル、道の駅はまびよりやイチゴ観光農園の整備、さらには関連事業となる国道27号や県道駅前線の道路改良、町道駅前線の新設などにも取り組んでおり、6月のはまびよりの開業をもって、一部を除き完成の予定となっております。

また、全国初の40年超運転となる美浜3号機の再稼働を見据え、安全安心の確保に向けた防災情報伝達施設の全面更新と強靱化を図ったほか、持続的な農業の実現に向けた町独自の農業人材育成拠点施設を整備し、既に供用しています。

このほか、様々な施策を進めてまいりましたが、まちづくりを機動的に進めるためには推進力となる強力な地域力や行政力が不可欠であり、その源泉となる地域愛の醸成が必要であると考えています。ここ数年、町の将来を担う子どもたちが探求を重ね、まちづくりを提案するふるさと美浜元気プロジェクトが動き出すとともに、集落組織の法人化による持続可能な地域づくりが始動するなど、地域愛あふれる活動の輪が広がり始めています。

この4年間でまちづくりのベースとなるものが整いつつあると実感しており、これもひとえに施策の推進に御理解と御協力をいただいた議会や町民の皆様、職員の皆様のおかげと、深く感謝する次第であります。

2期目に当たり、まちづくりの方向性はこれまで同様、住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくり。夢と希望、活気あふれる産業を育むまちづくり。誰もが訪れたくなる、住んでみたくなる、応援したくなるまちづくりの3つの柱といたします。

そして、このまちづくり3つの柱を念頭に、これまで皆さんと共に積み上げてきた成果を余すことなく生かし、行政と町民が共に手を携えながら、美し美浜の実現に向け、地域愛あふれる豊かなまちづくりに誠心誠意一生懸命に取り組んでいく所存であります。

本日は、議会運営委員会等の構成が行われるとお聞きしておりますので、議案を上程させていただく際に、改めて私の所信を申し述べさせていただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、町長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

町長の挨拶は終わりました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

7番 河本 猛君

14番 竹仲良廣君

の両君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間といたしたいと思えます。

これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの14日間とすることに決定いたしました。

次の日程でございますが、副議長 高橋修君から副議長の辞職願が出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高橋修君の退場を求めます。

(高橋修君 退場)

議長 それでは、高橋修君の辞職願を朗読させます。
事務局長。

議会事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い入れます。

令和5年3月9日、美浜町議会議長 山口和治殿。

美浜町議会副議長 高橋修。

以上でございます。

議長 お諮りいたします。

高橋修君の副議長の辞職を許可することに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、高橋修君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高橋修君の入場を許可いたします。

(高橋修君 入場)

議長 ただいま、高橋修君の副議長の辞職が許可されましたので、高橋君の挨拶を許します。

高橋修君。

(高橋修君 登壇)

5番 辞職に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

2年間という少し異例な任期でございましたけども、副議長を務

めさせていただきました。いろんな議案に対して、あるいは議会の内容について大変微力ではございましたけども、それなりに務めさせていただけたなというふうに思っております。

また、予算決算常任委員会の委員長ということで、非常に大切な議案を委員長として従事をさせていただきまして、私自身非常に勉強になったといいますか、町のことがよく分かって非常にいい経験をさせていただきました。これからそういった経験も、これからの議員活動に生かしていきたいというふうに思っております。

今度兼田さん、まだですかね。先ほど立候補ありましたけども、新しい副議長にはぜひ頑張ってください、私は一議員として、もう少しフリーに発言ができますので頑張っていきたいと思っております。どうも大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手 降壇)

議長

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っております。

これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 副議長の選挙を行います。

選挙は投票にて行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場の出入り口閉鎖)

議長

ただいまの出席議員は、14名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

11番 崎元良栄君

13番 藤本 悟君

14番 竹仲良廣君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(事務局長 投票用紙配付)

議長

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なしの声あり)

議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(事務局長 投票箱の点検)

議長

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて記載台で記載され、順次投票をお願いいたします。

(事務局長 点呼)

議会事務局長

1 番 幸丈 議員

2 番 兼田 議員

3 番 中牟田 議員

4 番 上道 議員

5 番 高橋 議員

6 番 梅津 議員

7 番 河本 議員

8 番 辻井 議員

9 番 川畑 議員

1 0 番 松下 議員

1 1 番 崎元 議員

1 3 番 藤本 議員

1 4 番 竹仲 議員

1 2 番 山口 議長

議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1 1 番 崎元良栄君

1 3 番 藤本悟君

1 4 番 竹仲良廣君

立会いをお願いいたします。

(開票)

議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 4 票、有効投票 1 4 票。有効投票中、兼田和雄君 1 4 票。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、兼田和雄君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局 議場開錠)

議 長

ただいま副議長に当選されました兼田和雄君が議場におられますので、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

兼田和雄君の発言を許します。登壇ください。

(副議長 兼田和雄君 登壇)

副議長

ただいま副議長に選任されました兼田でございます。私は、まだ議員経験も浅い身ではございますが、美浜町を良くしたいという思いでおります。美浜町の抱える問題、先ほど町長のほうからも所信表明のほうで人口減少、少子化問題、原子力問題、いろいろ難しい問題を抱えております。

そんな中で円滑な議会運営を助けるために、私としても何とか議長を支え、補佐し、円滑なる議会運営を努める一助になればと考えております。諸先輩方の議員の皆様のお支援助や御助言賜りながら、精いっぱい務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、副議長の就任の挨拶と代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

(拍手 降壇)

議 長

これより休憩し、1 1 時から全員協議会を開会いたしたいと思っております。全員協議会室のお集まりいただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩宣言 午前 10 : 52)

(再開宣言 午後 0 : 59)

議 長

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、副所長及び会計管理者の出席を求めました。

先刻の休憩中に、議会運営委員会及び各常任委員会が開会され、委員長及び副委員長の互選を行っておりますので、その際の結果を報告いたします。

議会運営委員長に、川畑 忠之君

同副委員長に、河本 猛君

予算決算常任委員長に、兼田 和雄君

同副委員長に、幸丈 佑馬君

総務文教常任委員長に、幸丈 佑馬君

同副委員長に、辻井 雅之君

産業厚生常任委員長に、梅津 隆久君

同副委員長に、上道 正二君

以上のとおり、それぞれ互選されました。

以上で、報告を終わります。

日程第3 諸般の報告をいたします。

報告第1号 専決処分の報告について（令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について）の報告を理事者に求めます。

総務課長。

総務課長

それでは、諸般の報告をいたします。

報告第1号 専決処分の報告について。

町長の専決事項の指定第1号の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。

別紙を御覧ください。

専決第2号 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について。

日本下水道事業団代表者理事長 森岡泰裕と協定を締結した令和

4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について、下記により一部を変更する協定を締結するため、町長の専決事項の指定第1号の規定により専決する。

1. 協定の目的、変更なし。

2. 協定変更金額、239万円の減。変更後の協定金額、6,300万円。

3. 協定の相手方、変更なし。

4. 変更の理由、効率的な汚泥濃縮施設等の建築工事を進めるため、一部工事を次期工事で実施することに伴う協定金額の変更。

令和5年2月27日専決。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議 長

以上で、諸般の報告を終わります。

これより議案を上程いたします。

日程第4 議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第7号)から、日程第23 議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定についてまでの20議案を一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

先ほどは、副議長の選挙が行われ、全会一致で兼田議員が御当選されました。心よりお祝いを申し上げます。次第であります。

町政を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にありますが、町の発展と町民福祉の向上のため、存分に御活躍されますようお願い申し上げますとともに、併せて特段の御指導と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、このたび御退任されました高橋前副議長におかれましては、2年間にわたり議会の円滑な運営に御尽力され、町政発展に寄与いただきました。改めて今日までの御苦勞と御功績に対し、感謝を申し上げます。

また、議会運営委員会及び各常任委員会の委員構成が行われ、それぞれ新たな委員長、副委員長が選出されました。今後新陣容の下で議会活動が行われるわけですが、引き続き私ども行政に対し御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

す。

それでは、2期目の始動に当たり、これから進めたいと考えております主なまちづくり施策について申し述べますとともに、今回御提案いたします議案等の概要について御説明申し上げます。

まずは、北陸新幹線敦賀開業が来春に迫っていることから、開業効果を最大限に享受をするための観光振興、交流人口の拡大に努めてまいります。

これまで整備を進めてまいりました観光施設に、より多くのお客様に来ていただけるよう町や三方五湖DMO、観光団体が連携し、一体となった体制を構築することで、観光誘客を機動的に進めてまいります。また、二次交通の確保はもとより、町の名に恥じない美しい美浜を実感いただけるよう、美しい浜プロジェクトや観光道路の美化などのおもてなし環境の整備や、周遊滞在に資する宿泊施設や食の充実など、一連の施策を進めてまいります。

次に、引き続き人口減少対策、少子高齢化対策に力を入れてまいります。

本町の人口は、この1月に8,000人台となり、依然として減少傾向が続いており、人口減少と少子高齢化が喫緊の課題となっています。その対策の一環として、子ども・子育て支援施策を全庁横断的に連携して展開するための総合調整機能を備えた体制を構築し、強力に進めてまいります。

また、若者世代の転入促進と転出抑制に向け、嶺南Eコースト計画に基づくスマートタウンや新たな分譲地の整備を進めてまいります。にぎわいゾーンでは、若者の発想による活動を支援するとともに、関連施設の機能連携による汎用性に富んだにぎわいエリアとして若者世代が魅力を感じ、楽しさを実感できるような新たなにぎわい創出に取り組んでまいります。

さらに健康づくりや健康寿命の延伸が重要であります。引き続きげんげん歩楽寿や、高齢者を対象とする地域あいあいポイント事業による健康づくりと、高齢者の社会参加を促進してまいります。

次に、安全・安心な生活環境を充実するための取組を進めてまいります。

機動的な実務体制を構築することにより、町民の安全・安心につ

ながる原子力防災と一般災害に対する備えをしっかりと講じてまいります。原子力発電所立地の町として、安心安全を最大限に確保するための避難道路や制圧道路の多重化・強靱化は大きな課題であり、滋賀県に抜ける避難道路の新設や電柱の地中化に向け、国や県など関係機関への要請活動を強力に進めてまいります。

また、全国各地で異常気象による豪雨災害が頻発していることから、身近な河川の洪水情報伝達網の構築や街路等の強靱化など、災害に強い生活環境基盤を整備するとともに、自主防災組織等による集落防災体制や避難施設の強靱化による地域防災力の強化に努めてまいります。

次に、地域経済を担う地場産業の振興を図りたいと考えております。

美しい自然と食を育む持続可能な農林水産業の振興につながる生産性の高い基盤の整備や、管理団体や農業従事者の育成強化に努めてまいります。また、豊かな地域経済を育む活力ある商工業の実現に向け、起業や経営基盤の強化につながる支援策の充実のほか、交流人口の拡大や企業誘致による活性化に努めてまいります。

最後に、原子力はじめエネルギーと共生するまちづくりについて申し上げます。

一昨年、全国初の40年超プラントとなる美浜3号機が10年ぶりに再稼働を果たしましたが、エネルギー危機に直面する中、我が国の原子力政策のあるべき姿の一端を示唆したものであり、原子力発電はエネルギーの安定供給と安全保障、脱炭素化に資する重要な役割を担っており、将来的にも必要であると考えています。本町では、引き続き安全安心の最大限の確保と、地域の振興を大前提に、原子力と共生するまちづくりを進めていく所存であります。

以上、主なまちづくり施策について申し上げましたが、施策を機動的に進めるためには、推進力となります地域力と行政力の強化が必要であり、その取組を引き続き進めてまいります。

地域力の醸成につきましては、集落の皆さんが地域課題について話し合い、その解決に向けた集落元気プランづくりが有効な手法の一つと考えており、これを契機に地域主体の活動が芽生え始めております。引き続き全集落でのプランが策定を進めるとともに、意欲

ある活動を協力を支援することで、地域力の強化に努めてまいります。

また、行政力の強化につきましては、次世代を見据えた持続可能な行財政運営を進めるため、町情報化推進計画に基づき、誰にでも優しい暮らし・産業・行政のデジタルトランスフォーメーションを強力に推進してまいります。

また、PDCAサイクルによる行政評価を徹底し、効率的な行政展開と、行財政改革を推進するとともに、職員の能力向上や意識改革など、人材育成にも力を入れてまいります。

そして、特に重要と考える推進力の源泉となる地域愛の醸成については、地域愛あふれる町とするためにも、これまでの活動の検証と強化を新たな施策の展開も含め、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私の町政運営に対する基本方針について申し述べましたが、具体的な取組に当たっては、今後所管する部署や関係団体等と調整し、速やかな施策の推進と目標の達成に向けて全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日御提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由を御説明申し上げます。

議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,574万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ109億7,191万3,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、歳出面では路線バスの運行維持に係る負担金や、廃棄物処理広域化に係る清掃センター等整備負担金のほか、各種基金への積立てや、事業費の確定による減額が主なものであります。

歳入面では、核燃料税交付金の制度改正に伴い、1億6,200万円の増額となる一方で、地方交付税では町税収入の増額に伴い特別交付税で6,000万円の減額を、また一般寄附金ではふるさと納税額の減少による1億円の減額などの財源補正を関係費目で計上いたしました。

本補正予算の主なものについて申し上げますと、総務費においては路線バス運行維持事業に1,989万3,000円を計上したほか、役場庁舎の長寿命化を目的に令和5年度から実施する庁舎改修工事に向け、美浜町役場庁舎改修基金に2億5万2,000円。ふるさと納税を財源としたふるさと応援基金に7,448万7,000円をそれぞれ積立金として計上いたしました。

衛生費では、廃棄物処理広域化事業に3,500万2,000円を計上したほか、農林水産業費では、森づくり推進事業に必要な資金を積み立てるため、森林環境譲与税基金に929万9,000円を積立金として計上いたしました。

教育費では、給食センターの維持補修に必要な資金を積み立てるため、新たな基金を設置し、その積立金として8,780万7,000円を、また地域愛を育む教育施設の推進等に必要な資金を積み立てるための基金を新たに設置し、その積立金として1億2,000万円を計上いたしました。

以上が今回の補正予算の主なものでありますが、これに見合う主な財源として、町税で9,699万9,000円などを充当し、収支の均衡を図るとともに、国・県からの補助金や電源立地地域対策交付金等の特定財源を有効に活用するため、一般財源との財源補正を行ったところであります。

次に、繰越明許費であります。総務費をはじめ8つの款で11事業、総額8億3,542万7,000円を翌年度に繰り越し実施することとしており、そのうち土木費の県営砂防事業を今般の国の補正予算に伴う繰越事業として計上いたしております。

次に、議案第16号から議案第21号までの6議案は、各特別会計の補正予算であります。それぞれの事業目的に沿った管理運営経費や事業費等の増減に伴う補正であります。

議案第16号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、医薬材料費等の減額等に伴い、歳入歳出それぞれ650万円を減額し、予算総額を1億1,862万4,000円とするものであります。

議案第17号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、職員人件費の減額等に伴い、歳入歳出

それぞれ684万4,000円を減額し、予算総額を11億5,256万7,000円とするものであります。

議案第18号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、調査設計業務の入札差金による減額等に伴い、歳入歳出それぞれ1,066万1,000円を減額し、予算総額を2億6,675万6,000円とするものであります。

議案第19号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、施設の改修に必要な資金を積み立てるため、新たな基金を設置し、2億4,225万9,000円を積立て、予算総額を4億126万3,000円とするものであります。

議案第20号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、浄化センターの耐震診断及び修繕改築工事に係る増額等に伴い、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、予算総額を5億9,701万6,000円とするものであります。

議案第21号 令和4年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、基金利子を基金に積み立てるに当たり、歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、予算総額を332万8,000円とするものであります。

議案第22号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県内各市町の国民健康保険税算定方式の統一に伴う税率の改正を踏まえ、関係規定を整備したく本案を提出した次第であります。

議案第23号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の同基準の一部改正に伴い関係規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第24号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の同基準の一部改正に伴い関係規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第25号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育

児一時金の支給額を引き上げる必要があるので、本案を提出した次第であります。

議案第26号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、駅前広場の再整備に伴う使用料の見直しに当たり、関係規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定につきましては、美浜町個人情報保護条例の廃止に伴い、美浜町個人情報保護審査会を設置したく、本案を提出した次第であります。

議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定につきましては、施設等の維持補修に必要な資金を積み立てたいので、これに係る基金条例を制定するものであります。

議案第30号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定につきましては、地域愛を育む教育施策の推進等に必要な資金を積み立てたいので、これに係る基金条例を制定するものであります。

議案第31号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定につきましては、施設整備に必要な資金を積み立てたいので、これに係る基金条例を制定するものであります。

議案第32号 敦賀市と美浜町間の学齢児童及び学齢生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議につきましては、敦賀市白木地区の学齢児童等に係る教育事務を廃止することに関し、協議することについて議会の議決が必要なため、本案を提出した次第であります。

議案第33号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議につきましては、共同処理する事務の区域の変更に関して、関係地方公共団体と協議する必要があるので、本案を提出した次第であります。

議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定につきましては、PFI法に規定する選定事業者である美浜暮らしブランド株式会社を候補者として選定したので、指定管理者と

して指定したく、議会の議決を求めるものであります。

以上、御提案いたしました議案について、それぞれ概要を御説明申し上げましたが、不備な点につきましては、その都度私または関係者から御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上、妥当な御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、人事案件等につきまして、会期中に追加御提案させていただきたいと考えておりますので、併せてお願い申し上げ、御挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定によって、議案表題部分のみとして、ほかは省略したいと思います。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分のみをお願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案の表題部分の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第7号)。

議案第16号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第17号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第18号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第19号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第20号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

議案第21号 令和4年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第1号)。

議案第 2 2 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 2 3 号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 2 4 号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 2 5 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 2 6 号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 2 7 号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について。

議案第 2 8 号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定について。

議案第 2 9 号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定について。

議案第 3 0 号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定について。

議案第 3 1 号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定について。

議案第 3 2 号 敦賀市と美浜町の間の子齢児童及び学齢生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議について。

議案第 3 3 号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について。

議案第 3 4 号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定について。

令和 5 年 3 月 9 日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

以上で、各議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、ただいま上程いたしました各議案を、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

お諮りいたします。

日程第4 議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第7号)、日程第5 議案第16号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第2号)、日程第6 議案第17号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第7 議案第18号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第8 議案第19号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)、日程第9 議案第20号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、日程第10 議案第21号 令和4年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第1号)、以上7議案は、予算決算常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までは、予算決算常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、日程第11 議案第22号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16 議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第17 議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定について、日程第18 議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定について、日程第19 議案第30号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定について、日程第21 議案第32号 敦賀市と美浜町との学齢児童及び学齢生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議について、以上6議案は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございますか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号及び議案第 2 7 号から議案第 3 0 号並びに議案第 3 2 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 1 2 議案第 2 3 号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 3 議案第 2 4 号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 4 議案第 2 5 号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 1 5 議案第 2 6 号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 2 0 議案第 3 1 号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定について、日程第 2 2 議案第 3 3 号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について、日程第 2 3 議案第 3 4 号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定について、以上 7 議案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 3 号から議案第 2 6 号及び議案第 3 1 号並びに議案第 3 3 号、議案第 3 4 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、御審議をよろしくお願いいたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開会いたしまして、ただいま上程いたしました議案のうち、予算関係以外の 1 3 議案について理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。4 5 分から全員協議会をさせていただきますので、委員会室に御集合ください。よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

(休憩宣言 午後 1 : 3 7)

令和5年第2回美浜町議会定例会会議録(第2日)

招集年月日	令和5年3月13日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和5年3月13日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		
町長提出議案の 題 目				
議員提出議案の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	7番	河本 猛 議員	14番	竹仲良廣議員

議長

本日は、全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:00)

議長

ただいまより、令和5年第2回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程表のとおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

7番 河本 猛君

14番 竹仲良廣君

の両君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入りますが、先ほどから、このフェンスというか、取って、何かスカッとしたような感じでございます。しかし、今日から各自の自由と、マスクに関しては、なっておりますけれども、議会中については、これは私の意見で申し訳ないんですが、年いっておるもんばかりでございます。また、なるべくそういうのに感染しないほうが予防としたらいいんじゃないかなという観点から、続けさしてもらったら思っておりますので、あくまでも本人の自由でございますが、そういうふうな思いであるということも頭に入れておいていただけたら結構かと思っておりますので、一言だけ申しました。

それでは、日程第2 一般質問を行います。

発言者各位におかれましては、通告外の質問や質問回答など規程に反する質問は慎んでいただくようお願いいたします。

それでは、順次、発言を許します。

9番、川畑忠之議員の一般質問を許します。

9 番
議 長
9 番

議長。

川畑議員。

9 番、川畑。

おはようございます。私、議会では議会DXのプロジェクトのリーダーをやっておるので、今回初めてタブレットを使った一般質問をしていきたいと思いますので、しどろもどろになるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

先月、理事者側から、一般質問の内容については、よく確認して質問要旨を出してほしいと確認がありました。単なる質問内容が事務的な見解をただすに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは特定の地区の道路改修などを要望するためのものなど、一般質問としては適当でないものも見受けられるみたいです。

議員必携には、一般質問は行財政全般にわたる議員主導による施策議論として、大所高所からの政策を建設的立場で議論すべきである。また、能率的な会議運営が必要なことを十分理解して、簡明で、しかも内容のある次元の高い質問を展開したいものである。また、質問であるから、あくまで質問に徹すべきで、要望やお願いやお礼の言葉も述べることは厳に慎むべきである。

一般質問でよく使われがちな言葉に次のようなものがあるが、極めて不適切な表現であるから、十分注意して臨むべきである。1つ、お分かりでありましたら教えていただきたい。1つ、説明をお願いします。1つ、今一度御答弁のほど、よろしく願いしたい。1つ、よく分かりました。ありがとうございました。1つ、前向きの御答弁をいただき、心からお礼申し上げます。1つ、何々について特に努力されるようお願いしますと、

一般質問の内容は詳しく書かれています。

私は、今までの一般質問で、今言った言葉を使ってきた記憶があります。違和感はほとんどありませんでした。この内容を理解して、果たして一般質問ができるのかと自問自答しております。

議員としての一般質問は、そう簡単なものではなく、難しい

ものだと常々思っています。

常に、町長に対して、質問事項を考え、質問しているのですが、定例議会の開会日の2週間前までに一般質問の通告書及び質問要旨を提出しなければなりません。全然時間がありません。

そのときも定例議会の議案書発送前になるので、議案の内容も分からず、予算の内容も分からず臨まなければなりません。

そんな状態の中で一般質問を作成するには、本当に簡単ではありません。

町長に対しての提案はいろいろな形があります。議員個人としての考え方、地元支援者から聞いた考え方、それらの要望内容を考慮して、質問として提出させていただきますが、本当に難しいです。

それに付け加え、先ほどの議員必携の極めて不適切な表現部分を考えると、一般質問ができるのかと心配になります。理事者側をお願いしたいのは、大変な思いで一般質問をつくり、内容には、理事者側の異論があるかもしれませんが、町長との1対1の場面に臨んでいる議員に対して、その大変な中から質問する議員の努力に敬意をお願いしたいと思います。

それでは、1つ目の町長の決意についてお聞きしていきますが、先月の町長選挙において、2期目の当選をされた戸嶋町長には、お祝いを申し上げるとともに、今後の御発展を御期待申し上げます。

私は、昨年12月の一般質問において、町長が4年間を振り返り、その足跡をどのように総括されておられるのか、お考えをお伺いしました。

前回の質問で、4年間の総括を答えていただいた内容については、広く理解しておりますし、1期目の実績と成果としては、褒めたたえるものだと考えております。

そこからその成果を発揮して、2期目に挑む決意と意気込みはどのようにお持ちなのか。議会にお示しいただきたいと思っております。

町長
議長
議長
町長

町 長

ただいま、2期目最初の一般質問におきまして、川畑議員様より、冒頭より、お褒めの言葉とエールのお言葉をいただいたわけでございますけども、誠にありがたく、感謝している次第でございます。この気持ちを、これからしっかりまちづくりのエネルギーにかえて取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

さて、町長に就任をさせていただいて以来、コロナ禍やウクライナ危機の影響によりまして、社会経済情勢が大きく揺れ動く不測の事態に直面しながらも、議会の皆様方はじめ、多くの皆様方の御理解と御支援をいただきながら、12月の議会でも申し上げましたけども、観光資源の魅力アップやにぎわいゾーンの整備など、おかげさまで、様々な施策を着実に進めることができたというふうに考えてございます。

しかしながら、まだまだ途上のものもございまして、私のまちづくりはまだまだ道半ばでございます。

2期目に当たりまして、これまで積み上げてまいりました成果をしっかりと生かすとともに、議会や皆さん方の声をしっかりと受け止めながら、共同の力で、喫緊の課題となってございます、人口減少や少子高齢化対策、そして新幹線時代を見据えた観光振興と交流人口の拡大、町民の安全安心につながる避難道路の新設など、防災減災対策、町の豊かな経済と美しい自然と食を育みます地場産業の振興、そして地域愛の醸成など、施策をしっかりと推進することで、地域愛あふれる豊かなまちづくり、美し美浜の実現に向けまして、誠心誠意、町のために尽くす所存でございます。引き続き議会の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、ここで、よろしくお願いを申し上げます。

9 番

議長。

議 長

川畑議員。

9 番

新たなステージの地域愛があふれる豊かなまちづくりに向けて誠心誠意、町民と共にさらなる歩みを進めていくとの回答にはすごく私に伝わってきました。頑張っしてほしいと思います。

町長は、よく、必要な対話を決していとわず、汗をかくことを惜しまず、自らに与えられた全てを捧げ、誠心誠意調整のか

じ取りに臨む覚悟であり、町民目線、町民参加型の施策に取り組んでいくと、常に述べていることが思い浮かびました。

この言葉により、地域、集落に対しての愛情と愛着、そして住んでいる所をよくしたいと思う心が地域愛だと感じております。

新たなステージでの地域愛の浸透が、より一層進展できることを、議会から見守りながら、議員として町が発展するまちづくりに、いろんな提言を発信していきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、2番目の、町長が描く理想の町とは、についてですが、私は、この美浜町は、全国のどこにも負けないすばらしい町であると自負しております。

ずっと住み続けたい、住んでいて豊かさを感じる町であると感じております。

しかし、世の中、流れというのは弊害があります。コロナ禍における生活、人口減少による高齢化の町、電力の逼迫状態による電気料金の高騰生活、大変な時代だと感じますが、町長が理想とする美浜町はどのようなものなのか、率直な意見をお伺いします。

町
議
町

議長。

町長。

ただいま町長が理想とする美浜町についてのお尋ねをいただいたところでございますけども、私も、川畑議員同様、生まれ育ったこの美浜町が大好きでございます、こんないい町はないと、そのように自負をしているところでございます。

しかし、人口減少、少子高齢化が進んでいくなど、町や地域活力の衰退が懸念をされておりました、機動的にまちづくりを進める必要がある、このように考えてございます。

まちづくりの源泉は、美浜の自然や風景、集落、人つながり、伝統文化、食などに対する愛着、感謝や思いやりの心、いわゆる地域愛である、このように思っております。

こうした気持ちが一人一人に醸成されまして、例えば道端のごみを拾うなどの小さな行動であっても、そうした行動や活動

の輪が広がれば、すばらしい町になっていく、そのように考えてございます。

この4年間、そうした気持ちを持ってまちづくりを進めてまいりましたが、今や子供たちの活動や地域の特性を生かした集落活動など、地域愛の醸成や、地域愛にあふれる活動が芽生え、始動し始めているところでございます。

こうした活動の広がりとともに、行政と地域が思いを共有した共同のまちづくりが進められることで、住んでいることに幸せと誇りを実感できる、生き生きとした産業が息づく、地域愛あふれる豊かな美し美浜を目指したいと考えております。

そして、そうした幸せあふれる生き生きとした町には、おのずと人が集まり、応援したくなる力も働きますし、さらなる発展につながるものと考えているところでございます。

9 番
議 長
9 番

議長。

川畑議員。

地域愛あふれる美し美浜の実現を目指す、これに尽きるんだと思います。この内容は、以前の令和2年3月定例議会の一般質問で、町長が就任して1年目の成果でしたけど、お聞きしております。

今回2期目において、理想の美浜町とはどういうものかとお聞きしましたが、そのときの気持ちは今もぶれずに、豊かな自然や景観、伝統文化、人情、食、こういったものを誇りに思う気持ちを持って、新たなステージに向かって突き進めてということで、納得できました。

私は、理想とする町の新たなまちづくりの推進には、今まで以上に、新たな地域”あいあい”ほっとミーティングの事実が欠かせないと感じております。

今までと同じでいいのか、新たな地域”あいあい”ほっとミーティングとは、どのようにあるべきか。これから開催されるに当たり、町民とどのように話をしていくのか、期待が高まります。期待をしております。

それでは次に、3つ目の子どもたちを育てる学校教育について、お尋ねします。

ふるさと美浜、美浜人のよさや人口減少や空き家の増加など、美浜町が抱える課題について学んだ、小学校5年生、6年生が課題の解決策や町の活性化のためのアイデアをまとめたとお聞きしております。

児童たちは、ふるさとをよくするために頑張っている人がたくさんいることが分かった。まちづくりの輪が広がるとうれしいと振り返っています。

このふるさと美浜元気プロジェクトと題する学習に取り組んだのは、美浜東小学校、美浜中央小学校、美浜西小学校の3小学校の児童、約120人でした。

町内3小学校が共同テーマで町内を探求し、魅力や課題を町や町民に提言することです。

今年の発表は、1月19日にふるさと美浜元気フォーラムと題して、生涯学習センターなびあすで開催されました。

今回のフォーラムでは、5年生が初参加ですが、美浜のよさを探求する、について行われました。

美浜西小学校では、私の地域の宝物と題して、美浜の伝統野菜くぼ丸ナスについて発表しました。

美浜中央小学校では、耳地区で頑張る美浜人をみんなに知ってもらいたいと題して発表しました。

美浜東小学校では、地域で頑張る美浜人紹介、東地区のすてきな方々と題して発表がありました。

美浜のよさについての発表はすばらしかったでしょう。

6年生では、美浜の課題を探求について発表されました。

自分たちで考えた課題設定がすごいです。

9つの分野に分かれていて、環境分野、健康福祉分野、観光分野、空き家分野、コミュニティ分野、人口減少分野、伝統文化分野、エネルギー分野、鳥獣害分野を課題に掲げ発表しています。

今、美浜町が抱えるほとんどの課題を発信してくれる子供たちがたくましく思えてきます。

小学校がこのような取組をしてくれることで、美浜の未来は安泰だと考えられますが、町民は余りこの事実を知っているのか、

町
議
町
長
長
長

分かりません。

これらの取組に関しては、町長のふるさと、美浜元気プロジェクトの取組によるものですが、子供たちの結果を見て、町長の目にはどのように映っているのか、伺います。

また、美浜の未来に欠かせない子供たちの活動実績を、もう少し町民に分かるように報告をしてもよかったのではないかと感じますが、どのように考えているのか、併せてお伺いします。

議長。

町長。

ただいま小学生の皆さんが頑張っている、ふるさと元気プロジェクトについての御質問をいただいたところでございます。

本町では、第5次総合振興計画の後期計画の下、教育大綱と教育振興基本計画に基づきまして、地域愛学習の推進に着実に取り組んでいたところでございます。私は、このプロジェクトにつきまして、子供たち自らがふるさと美浜のよさと課題を、地域に出向いて探求し、町民と直接コミュニケーションを図りながら、学習経験が子供たちの地域への愛着意識と地域活動への参加意識の醸成につながっており、さらには町のにぎわいと活力の創生に向けて、本町に元気と勇気を与えてくれたものと感じているところでございます。

私たち行政も、子供たちの可能性に満ちたアイデアと課題探求の成果が詰まったプロジェクトを提言だけにとどめることなく、アイデアの活用と実現、そして課題探求の解決に向けて、地域愛に満ちた未来図を開く人づくり、地域づくりを目指し、美浜町の学校教育のさらなる充実と発展に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、活動実績の町民の皆さんへの報告につきましては、学校と行政のそれぞれが情報発信に努めている中、MMネットをはじめ、新聞紙面でも大きく報じていただいたところでございます。

フォーラム開催におきます情報発信について、御指摘のとおり不十分な点があったかと思っておりますけども、次年度につきましては、町民の皆さんへの報告と、情報発信の充実にも努めてまい

りたいなど、このように考えてございます。

また、去る3月8日でございますけども、このすばらしいプロジェクトに取り組んでくれた各小学校へ、美し美浜の地域愛表彰を授与させていただき、先の1月には、第13回地域再生大賞の東海北陸ブロック賞を受賞するなど、このプロジェクトが地域に活力を与え、魅力を高める活動として、全国のモデルとなる取組だけに、広く情報発信に努めるとともに、積極的に支援を行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

9 番
議 長

議長。

川畑議員。

9 番

私の学校教育に対する質問に対しては、本来なら教育長が答えるべきかもしれませんが、2期目のスタートとして、町長の意見を聞きたかったので、町長にお願いしました。ありがとうございました。

子供たちから、活気づく町はすばらしい町になると感じております。町の教育大綱の基本理念は、個性と能力を伸ばし、夢を実現する人づくりと示されており、子供たちが自ら成長するために、子供たち自身が求めているものは、愛情と感動だと捉えており、愛情や感動というものがどういうものであるか。その本質を真摯に見つめていくことによって、教育というものが果たすべきことがおのずと見えてくるのである、とお聞きしております。

今回、将来を担う子供たちの町への関心、愛着を醸成するという意味合いでは、大きな成果に将来つなぐと期待をしております。

町長が言われるように、地域愛に満ちた未来を拓く人づくり、地域づくりを目指すことで、町の学校教育のさらなる発展につながることを期待したいと思います。

次にいきます。4つ目の道の駅はまびよりについてですが、今年6月に完成する道の駅の話になりますが、施設建設工事費、約24億円を使い、道の駅はまびよりが開業します。

コンセプトは、人が集い、育み、美し美浜が体感できるにぎ

わいの交流拠点づくりとなっており、本当に私自身、素晴らしいものになってくれるかと願うばかりです。

地域づくり拠点化の施設として、また地域の活性化施設、交流の場として、町民の期待は高まっていると感じますが、本当に期待していいのか、心配でなりません。

来春には北陸新幹線の敦賀開業となります。その効果はどのように押し寄せてくるのかなどではありますが、期待は大きいです。町長はどのように予想しているのか。本来の美浜の町の道の駅に対して、どのような理想を感じているか、お伺いいたします。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

ただいま道の駅の将来の理想についてのお尋ねをいただいたところでございます。おっしゃるとおり、未知の部分がございますけども、期待を持っていただきたいなというふうに思っております。

本町では、少子高齢化や人口減少が年々進んでおりまして、地域の活力低下や空洞化、地域コミュニティの衰退などが懸念されております。地域の活性化や地域づくり、交流の場づくりがそういった意味で強く求められているところでございます。

このような背景を踏まえまして、町の賑わい創出の拠点といたしまして、美浜駅から道の駅、イチゴ観光農園、生涯学習文化の拠点でありますなびあすまでの一帯を、美し美浜にぎわいゾーンと位置づけまして、こうした施設の整備や関連する国道や県道等の整備を進めてきたところでございます。

その核となりますのが道の駅、若狭美浜はまびよりであり、賑い交流の丘、ゾーン、関連施設との機能連携はもとより、観光地へのアクセスなど、ミニハブ機能や観光PR機能、観光列車との機能連携をはじめ、町のイベント会場としての活用など、想定しているところでございます。

こうした多様な利活用が進みましたら、複合的な相乗効果を生み出す施設として、機能がさらに向上していくというふうに考えているところでございます。

9 番
議 長

議長。

川畑議員。

9 番

美し美浜にぎわいゾーン、今年完成します。完成間近の道の駅を見ましたが、すばらしい建物です。この間まで、民家や材木会社が立ち並ぶ駅前の一角が、何もなくなり、道の駅が建設できることに、町長の熱い思いが立ち込めてきますし、町民に期待されていることが分かります。このことにより、新たなスタートして、まちづくりに邁進していただきたいと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

それでは、次に、5番目のHAMABERRYの実績について、お尋ねいたします。

昨年1月に美浜駅前の観光イチゴ農園、若狭美浜HAMABERRYがオープンして1周年を迎えました。現在1月から3月にかけて最盛期を迎えており、この地域唯一のイチゴ農園ですので、人気もあり、道の駅側にあるため、大変にぎやかな場所になると思います。

私も先日、予約して、家族5人で行ってきました。大変甘くておいしいイチゴを食べました。大満足でした。

1つ残念な所がありました。首からかけてイチゴのヘタを入れる紙コップのひものことです。農作業用に使う1センチ幅の黒ビニールひもでした。固いので曲がったまま首から下げると、体にフィットしなくて違和感がありました。人の首にかけるものですから、普通のひもでいいのではないかと思います。考えてみてください。

このHAMABERRYのイチゴは、他の店で買って食べたイチゴとは甘みが全然違うことが、よく分かりました。

大変おいしいです。このイチゴのつくれる数量と食べられる数量、出荷できる数量が気になります。

採算が合うのか。1年間でどのような結果になったのか。経営は順調なのか、お伺いします。

また、イチジクも、同施設での栽培となっておりますが、成果はどのようなものなのか。併せてお聞きします。

産業振興課長

議長。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

それでは、HAMABERRYの実績について、私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年1月に開園したHAMABERRYの入園者数でございますが、令和4年の1月5日から6月19日までの営業期間内に、計画初年度の目標に対して24%増の7,860人となり、多くのお客様に来園していただき、販売額も86%増の2,594万2,000円と大きく伸びたところでございます。

しかしながら、採算でございますが、栽培初年度ということもあってですね、経営指導や技術指導等に係る経費負担と合わせて、観光農園生産施設の完成時期に伴う苗の定植が遅れたことによる生産量の減少、また苗を全て購入したことによる経費の増高が影響したことにより、若干の赤字スタートということになりました。

それらを踏まえ、2年目の今年においては、育苗施設で、施設全体の半分に相当するイチゴの苗を育てて、計画どおりに苗の定植ができたことから、昨年よりも半月早く、4年の12月15日に開園し、多くのお客様に来園いただいております、2月末現在の入園者数は、昨年比でございますが、71%増の2,757人となり、販売額も前年度比63%増の992万1,000円と伸びており、前年にも増して好評を得ているところでございます。

イチジクについてでございますが、現在、研修棟にございまして、研修生用のハウス1棟で、令和3年から、篤農家の指導を受けて栽培管理を行っているものでございます。

まだ栽培2年目ではありますが、標準反収の2トンを30%上回る収穫ができておりまして、味、品質ともに良好で、町内数店舗で使用されるほか、JAにも一部を出荷しているところでございます。

今後、イチジクの栽培用のハウス4棟を整理することとなっております。施設園芸で営農を開始する新規就農者の経営に大きく期待する。そういったものでございます。

9番

議長。

議 長
9 番

川畑議員。

美浜のこの地に、この地域唯一のイチゴ農園として、すばらしい業績を上げてくれる施設になりますし、今年の売り上げも1億円を超える勢いですので、期待が高まります。

育苗施設で、施設全体の半分を使ってイチゴ苗を育てているのを、計画どおりの定植ができる技術ができれば、もうちょっと早く開園できるのではないかなと思いますけどね。そうすることにより来園者も増え、売上げも増えてくるので、黒字経営になるということで、税収も入ってくるということで頑張ってもらいたいと。よき指導をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次6番目のHAMABERRYのイチゴについて、ちょっとお尋ねします。

若狭美浜HAMABERRYの観光イチゴ農園が先月、敦賀タウン誌の月間きらめきクラブの表紙を飾り、若狭美浜HAMABERRYのイチゴの里美浜、みんなを笑顔にする摘みたての味と称して、2ページ枠で掲載されました。

開業する道の駅に併設するテナントは決まっておりますが、大変惜しいのは、このイチゴをそのままでは食べられない状況になっていることです。

ハウスで摘んで食べるのと、パックでの販売がされております。しかし、よくよく考えると、ほかの食べ方ができないのかと考えられます。

掲載誌月間きらめきクラブの特集記事の内容は、摘みたてイチゴパック販売についてでした。

その裏のページに、イチゴに出合える季節と称して、敦賀の店3軒のイチゴを利用したメニューを紹介していましたが、記事には美浜の店はなかったので、残念です。

そこで質問ですが、イチゴを使った食べ物は、世の中に大変多く出回っています。イチゴパフェ、イチゴシェイク、イチゴソフトクリームのイチゴ味、イチゴタルト、イチゴケーキなど、たくさんあります。

HAMABERRYのイチゴを使って、このような商品がで

きないかと考えます。この甘いイチゴをブランド化して、たくさんの人に食べていただくことができないのか。1つの方向性として、今後の道の駅の発展材料として考えられないのか。

地元業者を困らせることはできませんが、業者と共有してこのすばらしいイチゴをもっと使い道を広げて、にぎわいの場を広げることができないのか。このままではもったいないという思い気持ちを払拭できないか、お伺いいたします。

産業振興課長
議 長
産業振興課長

議長。

産業振興課長。

それでは、また私のほうからお答えさせていただきます。

このHAMABERRYにつきましては、指定管理者である株式会社みはまアグリチームに管理運営をお願いしておりますので、御質問における御意見等については、発展的な取組につながるよう、みはまアグリチームと情報を共有したいというふうに考えております。

既にでございますが、レインボーラインのレストランでスムージーに使用されているということもございまして、町内複数の店舗においては、HAMABERRYのイチゴを使用したイチゴサンド、イチゴパフェ、そしてイチゴ大福が販売されておりました、大変好評を得ている状況でございます。

また今後、道の駅はまびよりについても、イチゴを活用したメニューを検討されておりますので、今後に大いに期待しているところでございます。

9 番
議 長
9 番

議長。

川畑議員。

何かあるとね、指定管理者がおると全部そっちに、指定管理のほうにお願いして、ちょっと考えますとかというような答弁が多いんですけど、スタートしたのは理事者側の行政のほうなんで、できるだけ地元の住民が、そういうスイーツを、イチゴのスイーツが要るんじゃないかという話を出してきたのなら、行政側として、担当者として、やっぱり指導してもらわなあかんですね。いや、お互い話をして、いや、考えていきますというような答弁やけど、それってちょっと何か一歩引いたような

感じで、もう全部お任せという感じ。でも、現実的に今、イチゴサンドとイチゴ大福というのは、もう前々から聞いてます。でもイチゴパフェはどこやったんかな、よう分からんのですが、それぐらい、要はイチゴスイーツ、こんなおいしいイチゴが獲れるのに、イチゴスイーツは、じゃどこへ行けばある程度食べれるんかという話が出てこないですね。

今言っていました、掲載する本の裏側に、美浜のスイーツ店で、じゃあどこていうと、出てこないんですね。それって、やっぱりこういうHAMABERRYができたんなら、やっぱり行政側が、そういうことでみんながこう待っているというような話であるのなら、ちょっと指導してやってほしいなど。その指導力、これがやっぱり何をするにしても、指定業者が決まっておるんなら、そっちに任すとかというんじゃないしに、こういう方向にやってもらわんと美浜が困るんですというような指導力をもう少しつけてほしいなと思う気持ちがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に行きます。7つ目の遊覧船開業に伴う三方五湖の観光についてですが、三方五湖観光についてお尋ねします。

言うまでもなく、町にとって一番の観光名所は、三方五湖周辺であります。誰もが訪れたくなる美浜、住みたくなる美浜、応援したくなる美浜の町づくりをコンセプトに取り組む施策であります。

大きく言えば、若狭湾観光の中心となる三方五湖での取組は、電池推進遊覧船とレイクセンターの開業であります。これが4月12日に開業され、にぎわいの町となる期待をしていますが、この開業をきっかけに、町はどのように活気づいてくるのか。これからの町長の気持ちをお伺いします。

町
議
長

議長。

町長。

遊覧船開業に伴います三方五湖観光等についてのお尋ねをいただきました。100年に一度の好機でございます。北陸新幹線敦賀開業1年後に控え、その効果を最大限に受け止めるための取組として、新幹線敦賀開業、にぎわいゾーン整備を町の優

先施策として、鋭意事業を進めてきたところでございます。

いよいよ、4月の12日には、三方五湖観光の核となります美浜町レイクセンターが、また6月2日には道の駅若狭美浜はまびよりが開業いたします。

両施設の開業によりまして、ハード面においては、令和6年春の新幹線開業を迎えられる準備がおおむね整ったものというふうにご考えているところでございます。

これからは、これらの施設を最大限に活用するために、三方五湖DMO、また観光団体などと官民一体となった誘客活動の強化を図るほか、広域バス、コミュニティバス等を利用した二次交通を充実させていきたいというふうにご考えているところでございます。

また、美しい浜プロジェクトやおもてなし観光道路の景観保全、接客意識の醸成によります心温まるおもてなし環境の構築に努めまして、宿泊、食を絡めた周遊滞在型観光を推進するとともに、交流人口の拡大によります、まちづくりをしっかりと進めていく所存でございます。

9 番
議 長

議長。

川畑議員。

9 番

本当に、いよいよですね、施設ができ上がる前と完成してからの気持は違いますから、当たり前のことですが、三方五湖周辺では、サイクリングコースの整備事業とか、レインボーラインは当然そうですが、ゴコイチバスの運行もあります。美浜レイクセンターが今度できました。敦賀半島では、水晶浜の美しい浜プロジェクト、新庄地区では若狭路美浜トレイル、ヒストリーゾーンでは、佐柿国吉城、たくさんあるじゃないですかね。いっぱいあります。

これは今回のことをきっかけに、交流人口を増やせるなら、やっぱり期待が高まります。落ち度のないように、観光振興として、今後とも頑張っていきたいと思う気持ちでいっぱいですので、よろしく願います。

それでは、最後の質問です。8番目の三方五湖周辺観光の検索観光アプリについてですが、ちょっとややこしいんですが、

私は今住んでいる町は医療や交通、教育、建築、環境など多くの要素と人やのものが複雑に交わっています。そのために、この複雑な町の機能をスマート化し、住民にとって便利にする取組が活発化しています。

テクノロジーを利用したスマートシティへのチャレンジは、既にグローバルに行われており、日本国内でも何か国が指導するスーパーシティ構想や、デジタル田園都市国家構想が注目を集めています。

この情報を基に、美浜町がデジタルを活用した観光スマートシティを実現していくことができなかと考えております。

例えばですが、デジタルを活用した取組の全体概要として、観光アプリとして、LINEによる観光情報発信を行うことができなかとです。

このような状況から、道の駅から北陸新幹線敦賀開業を見据えてJR美浜駅と連携し、町の観光の玄関口として、レインボーラインや三方五湖電池推進遊覧船とレイクセンター、国吉城などの観光施設につながる二次交通を充実させることで周遊滞在型観光を躍進する活用を進めていこうとしております。

現実はそのために、どのような宣伝による観光人口増加のための観光スマートシティとして能力を発揮できるのか、少しお聞きしたいと思います。

例えばですが、町の状況をどのようなツールで確認が取れるのか。内容的には、観光客が体系的に集約化されているのか、ないのかということですが、観光客属性別に観光に何を求めているのか。観光情報の入手先はどこから詳しく来るのか。

また美浜町内の人の動きはどのようになっているのか。山のイベント、海のイベント、湖のイベントはどのような状態で宣伝されているのか。その人の動きは、その人の動きが把握できているのか。

紙やネット上で多量な観光情報がばらばらに散財して、パンフレットは美浜町に来ないと入手できないのではないかとといった考え方です。

そこで、これらのことを情報として1つにまとめるには、ビ

ッグデータが必要になります。

例えばですが、今の世の中、便利になっていて、素人でもできるB I ツールというものができています。これによるビッグデータをつくることができます。

これはデータ利活用を目的としていて、町または事業者が保持している様々なデータを可視化する様式です。

いろんなその他の人の流れが分かるアンケート調査内容もデータ連携基盤にビッグデータとして蓄積するようにすれば、予測、予想で動かざるを得ない観光業に証拠資料エビデンスをつけることになります。

L I N E のプッシュの内容やタイミングクーポンなど、観光客向けの情報を発信することができれば、今後も事業者の新規事業のエビデンスとして活用してもらうことで、美浜ブランドを強化して、ファンを増加させ、観光の活性化を実現していけるのではないかと考えます。

ここまでのデジタルを活用した取組の全体概要としては、観光データを集約して様々な角度から観光情報を提供できるようにする。観光客のビッグデータ分析をつくる。モバイル空間統計、プレミアムパネルアンケート、入込客数、ふるさと納税状況等、B I ツールにて可視化し、エビデンスとして活用していく。

防災スマートシティとのデータ共有をする。観光客向けに防災規制情報や避難所開設、ライブカメラ等を1つのL I N E やアカウントで情報提供を可能にする。

このような内容でアプリを立ち上げ、携帯でやりとりできるシステムがあれば、美浜町のことが分かりやすくなり、訪れやすくなると思います。

このような質問に対して、どのように考えられるのか、お伺いします。

観光戦略課長
議 長
観光戦略課長

議長。

観光戦略課長。

それでは私のほうからお答えさせていただきます。

L I N E による観光情報発信、情報発信を行うことができないかというお尋ねでございます。観光庁の観光D X 推進のあり

方に関する検討会が本年1月に取りまとめました中間取りまとめでは、観光アプリにつきましては、旅行者の嗜好性に基づいた情報発信を行うことが可能な観光アプリが課題解決に大きく寄与するという一方で、一地域の観光情報のみ提供するようなアプリは旅行者のニーズに合致しておらず、普及促進が困難、また旅行者の行動形態に合わせて一地域だけでなく、周辺地域の情報を提供することや観光だけでなく、交通や飲食等の機能と組み合わせるなどの工夫が必要との課題も指摘されております。

この観光庁の中間取りまとめを踏まえますと、観光アプリにつきましては、広域的に検討していくべき課題であると考えております。

現在、広域的な観光アプリといたしましては、昨年11月からJR西日本の「tabiwa by WESTER」が北陸、瀬戸内エリアを対象にサービスを開始しており、観光情報の発信、施設入館料や飲食、買い物代金が割引かれるデジタルチケットの販売。交通機関の予約といったサービスが提供されております。

また現在、町が運用するLINEアプリといたしましては、みはま応援クルーの登録者を対象とした、みはま応援クルーアプリがありまして、観光情報の提供やふるさと納税の促進等にも有効に活用してまいります。

御提案につきましては受け止めさせていただくとともに、今後とも観光客の利便性向上を図るために新たな発想での情報の発信について、工夫、検討してまいります。

9 番
議 長
9 番

議長。

川畑議員。

いつも難しいような話になると国の官公庁の方針によることでできないとかできるとかという話で、方向性が少しずれてくるんですけど、私としては、そういうことではなしに、一つの町として全国ではもう自分とこでしかできない考え方を持って観光振興をやっているとことかいっぱいあります。

そういうことを、いやうちは国からの指定でやらなあかんのやというようなやり方の先入観があるような回答でしたけど、

そういうことじゃなしに、じゃ美浜はどういうふうにしたら独自のものが出来るんか、あったほうがいいのかということ、やっぱり考えてもらわなあかんと思います。

私が言いたいのは、何よりも行政が観光事業に対して新たな宣伝方法や手法を理解して、どの方法が町に合っているかを研究してもらおう。ただただ上から言われることをそのまま聞いて、それは美浜町に合っていないから駄目やというんじゃなしに、美浜町のやり方というのはどういうものかいいのかと。

出向宣伝もコロナ感染症のマスクの会議も取り入れるようになってくるので、各地に行かなければならないと思いますが、携帯電話の使った宣伝方法というのは日進月歩しておりますので、もう今よりもっと利用価値があると思うんで、それがすばらしいんやて、これからはそういう方法も要るんやということを考える組織づくりというのが美浜町には普及してないんだよねということだと思いますので、町長の指導の下、副町長の指導の下、そういうものを取り入れながら、広く観光振興に当てていっていただきたいと思ひまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長

以上で川畑議員の一般質問を終わります。

次に、2番、兼田和雄議員の一般質問を許します。

2 番

議長。

議 長

兼田議員。

2 番

2番、兼田。議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。兼田です。よろしく願いいたします。

私は教育と文化の基本は、本を読むことであると信じております。様々な知識を得ることで、人間形成に役立つからだと信じているからです。

地域再生大賞という地方新聞46紙と共同通信が運営する賞があり、これの準大賞に北海道江別市のブックシェアリングが選ばれました。

この中の東海北陸ブロック賞として、本町のふるさと美浜元氣プロジェクトが選ばれております。先ほど川畑議員の方の質問の中で詳しく説明されているとおりの活動でございます。

全国を取組の中から選ばれたこのふるさと美浜元気プロジェクト、この場を借りて関係者の皆様にお祝い申し上げます。

さて、この地域再生大賞の準大賞に選ばれました北海道江別市のブックシェアリングでございますが、書店や図書館のアクセスが厳しい広大な北海道で、本と子供たちの格差のない読書機会をつくろうという考えで活動されていて、読み終えた本を引き取り、保育園や学校施設などに、今までに7万冊以上を提供しているということです。

また、古書のバザーや絵本の交換会を開催したり、学校の図書館づくりを支援したりしている。活動財源としては、バザーやイベント収入、寄附金などで賄われているそうです。

このような格差のない均等な読書環境を求める活動は、この美浜町でも必要ではないかと考えております。

学校の、全国の学校図書館協議会の学校読書調査で分かったことですが、小中学生の1か月の平均読書冊数が30年前に比べ倍増しているそうです。

小学生が6.5冊から13.2冊、中学生は2.1冊から4.7冊。しかしながら、1か月に1冊の本も読まない場合、男子の場合ですが、小学校6年生で10.3%。中学校3年生で31%。高校3年生で68.5%と非常に年齢が上がるに従い高くなっています。

SNSや動画サイトの普及で、子供たちが短い文章しか読まず、長い物語や文章に慣れていない背景があるとされており、先ほどの調査でも分かりました。

今の子供たちはインターネットの環境に恵まれ、地域の情報格差はないように思われますが、本は違います。

電子書籍の読書体験がある人でも、紙の本が読みやすいと、先ほどの調査でも分かりました。

スマホやタブレットと紙の本を比べたところ、各年代で10%以上の子供が紙の本を選んだそうです。

東大の酒井邦嘉教授が、小説などしっかりした内容を読む必要がある読書は、紙のほうが適していると言っております。

紙の本を読み、読書に慣れ親しむことが、子供たちが将来に

において情報の取捨選択の能力ができ、ネットやSNSの間違った情報やデマ、フェイク情報を正しく読み解くことができる。そのような能力を持つ力になると考えております。

そこで、この美浜町の図書館であります、なびとしょについて質問させていただきます。

現在の図書館は、8万冊の蔵書と4人ほどの人員で回しておりますが、朝から閉館の夕方6時半以降の後片付けも含め、10時間ほどの勤務をこなしております。

さらに週の6日体制で開館しているわけです。少ない人数でカバーし、ボランティアの協力を得て、かろうじて業務を維持している状態だと思っています。平成26年から比べると、人員は2分の1になり、図書購入費も400万円と何年も変わりません。

これからの美浜町の文化を牽引すべき若い世代を育てる図書館。中高年に憩いの場と教養を与える図書館として、余りに貧弱で、ほかの市町の図書館に比べ、体制的に弱いのではないのでしょうか。

今後の図書館のあり方と展望について、町長あるいは教育長のほうにお伺いいたします。

教 育 長
議 長
教 育 長

議長。

教育長。

私のほうからお答えをさせていただきます。

美浜町立図書館、なびとしょというニックネームで呼ばれておりますけども、この図書館につきましては、平成24年11月に美浜町生涯学習センターなびあすの開館に合わせて、複合館という形で開館をいたしました。今年で10年が経過をいたしました。

この間、今日まで、町民の皆様にも、読書への興味や関心をより引き出し、そして高めていただくことを主眼に、様々な施策を展開し、蔵書の充実はもちろんのこと、利用促進に取り組んでまいりました。

兼田議員にも御参加いただきました一昨日のお気に入りの1冊コンテスト。こちらのほうもその一環でございます。

教育委員会事務局長
議 長
教育委員会事務局長

また、令和3年11月には、これまでの図書館の取組を見直すべく、町民の皆様の意識調査などの結果を踏まえ、図書館の将来展望を示した運営基本計画を策定をいたしました。

この計画に基づきまして、町民の皆様の暮らしに役立ち、そして未来を照らす。そんな図書館を基本理念に掲げ、これからも皆様に親しまれる図書館を目指してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、事務局長のほうより説明をさせていただきます。

議長。

教育委員会事務局長。

それでは、詳細につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず職員体制につきましては、令和4年度現在、正職員が2名、休日採用の職員を含めた会計年度任用職員が4名でございます。

開館時間につきましては、今ほど議員からもございましたとおり午前9時から午後6時まででございます。前後の作業時間を含めて10時間の業務時間でございます。

月曜日が休館日となっております。それ以外を除く土日、祝祭日を含み週6日開館をしている状況でございます。

このような体制の中です。窓口業務を含む運営につきましては、1日7時間、週5日勤務の職員を中心にシフトを組みながら利用者をお待たせすることなく運営している状況でございます。

また、令和3年度に図書館サポーターしおり部、なびとしょしおり部というものを立ち上げております。

町民との協働による運営体制の推進に取り組んでおりまして、現在10人の登録をいただいております。

しおり部はなびとしょ開館10周年記念で開催をいたしました紺野美沙子の朗読座で、企画段階から参加をし、当日は受付や会場案内等のおもてなし役を務めるなど、単に賃金を得るためのアルバイト労働にとどまらず、部員同士による書籍や図

書館活動を通じた交流など、部員からの提案を大事に活動いただいております。

蔵書につきましては約8万冊、雑誌を含んだ8万冊を保有し、毎年度、こちらにも雑誌を含む予算で申し上げますと、約500万円の予算によりまして、利用者ニーズを捉えた新書でありますとか、入れ替え等約4,000冊を登録して利用に供しております。

来館者につきましては、年間約4万8,000人、1日平均200人を数え、町内の公共施設の中でも最も日常的に利用される、町民にとって身近な施設でございます。

令和3年11月に策定いたしました図書館運営基本計画を踏まえ、基本理念の暮らしに役立ち未来を照らす図書館を念頭に、長期的視点から運営を持続可能で、特色のあるものとしていくためにも、図書館好きはもとより、子供から年配の方までが広く知識を蓄積できる、まちづくりを支える施設として目指して頑張りたいと思います。

2番
議長
2番

議長。

兼田議員。

体制的には、やはり人数もぎりぎりの体制で運営されている。しおり部という10人のサポートがあっても、かなり厳しい状況ではないかと思えます。

ちなみに、小浜市の市立図書館では、蔵書が20万冊で開架して表に出している本が10万冊。館長及び7人のスタッフが在籍しておりまして、そのうち4名が司書資格を持っているそうです。

読書購入費に関しても、年間530万円ほど使われているということ。小浜市には、ほかに県立の図書館の分館として、若狭図書学習センターというものがございまして、こちらは蔵書が30万冊で、開架図書が10万冊です。こちらは専門的な内容の図書になっているんですけども、2つの図書館を持っております。

若狭町においても、リブラ館とパレア館の2か所の図書館を持っております。10万冊の蔵書を持っております。

この辺の近隣の図書館と比べますと、やはり少しちょっと体制的に弱いのではないかという気もいたします。

そこで、具体的なところなんですけれども、現状のなびとしょなんですけれども、入りますと、非常に落ち着いた雰囲気がございます。

しかしながら、これは逆に入りにくいという雰囲気でもあります。ほかの図書館では広くとられている書架、本の陳列棚ですが、間隔が狭く、体の大きい人間が入りますと、非常に圧迫感もございます。

最近の図書館というのは、書架の間隔も空けて、書棚の段数も低めに抑えている所があります。採光を考え、光が回るように考え、明るい雰囲気を演出した図書館が多くあります。

その分、本の陳列スペースが広がるわけですが、各図書館も工夫して、明るく開放的な図書館づくりに舵を切っております。

先ほどの若狭町のパレア館でも非常に明るく、広々とした図書館で居心地が非常によさそうです。

美浜の図書館も、現状のままではスペースが足りません。足りないと思っております。

公立図書館の設置及び運営に関する基準についてという文科省の通知によると、毎年開架冊数の5分の1以上の冊数を収集するように努めるとなっておりますが、これでは予算もスペースも足りません。

増設するとか、閲覧スペースを広げる。読書スペースを広げる。子供たちのスペースを広げる。そのような考えはあるのでしょうか。お伺いいたします。

議長。

教育委員会事務局長。

閲覧の読書スペースが狭いというようなところで、増設の考えはあるのかというお尋ねでございますが、図書館につきましましては、なびあす全体のデザイン基調に合わせて、優しい光と木のぬくもりが感じられる、全体的に落ち着いた雰囲気になっております。

教育委員会事務局長

議長

教育委員会事務局長

明るさにつきましても、学習等のためのスペースには自然光を効果的に取り入れながら、天井にも灯り窓を設け、学習等に支障のない照度設計がされており、読書や筆記に支障のない照度が確保されております。

今後も利用者からのニーズ等を把握しながら、対応と工夫に努めてまいりたいと考えております。

それと、子供たちが読書や学習、さらには飲食や談話が可能なスペースの確保についてでございますが、こちらも図書館運営の基本計画のアンケート調査等でも要望が非常に多かったところでございます。

図書館では、なびあすとの複合型施設としてのメリット、そういったものを最大限に生かしながら、なびあすの貸館状況を見て、既に実際に趣味の部屋でありますとか、喫茶コーナー等の開放を行っており、図書館ゾーンだけに限らず、引き続き柔軟な利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

2 番
議 長
2 番

議長。

兼田議員。

先ほどの小浜市の市立図書館ですけれども、中学生、高校生が自由に使える、勉強したりするスペースがワンフロアございます。市立図書館も、3、4、5と3フロアありまして、そのうちの1フロアが中高生のためのオープンスペースとかついております。この辺の子供たち、あるいは勉強するスペース、それをしっかりとつくるような方向で考えていただきたいと思っております。

それで、町内の利用者についての動向についてお伺いします。

私自身は美浜の図書館が大好きで、よく利用させてもらっているんですけれども、町内の地域別利用者の偏りがあるんでしょうか。あるいは地域格差をなくす取組はされているのでしょうか。

教育委員会事務局長
議 長
教育委員会事務局長

議長。

教育委員会事務局長。

町内利用者の立地地域差ということでございますが、現在の図書館の利用率につきましては、旧図書館時代と比較いたしま

すと、町内全域において上がってきております。

しかしながら、図書館が南西郷地区に位置することもございまして、この地区の利用率が最も高く、人口割合でも、旧図書館時代に最も利用率の高かった耳地区を上回っているという状況でございます。

一方ですね、北西郷地区でありますとか、山東地区、特に敦賀半島地区であります、利用者は増加しているものの、人口に対する利用率は低調となっております。

このため、各地区公民館を窓口としました遠隔地貸出サービスの利用をさらに促進するためにも、公民館等の各施設と連携をさらに強化をいたしまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

2 番
議 長
2 番

議長。

兼田議員。

やっぱり地域格差があるということでございますね。

移動図書館という住民のためのサービスがございしますが、これを行う考えはあるのでしょうか。

交通の便のない高齢者、子育てに忙しい方、1人では図書館に行けない学齢前や低学年児のための移動図書館を必要とされる方は多くいらっしゃると思いますが、この取組についてどう考えていますか。

教育委員会事務局長
議 長
教育委員会事務局長

議長。

教育委員会事務局長。

図書館運営基本計画における図書館像の一つであります、つながりを育む図書館を目指し、町内全域で誰もが図書に触れられる機会を提供していきたいということでございまして、令和5年度において、体制や財源、そういったものを考慮しながら、図書館の利用が少ない地域の公民館を中核としまして、順次移動図書館を開設できるよう計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

また併せてですね、地区公民館等でのミニ図書館の実現、そういったものについても、しっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

2 番
議 長

議長。

兼田議員。

2 番

令和5年から、そういう移動図書館等の試みを考えているというわけですね。分かりました。

なびとしょの利用者のうち、町外の方が率が高いと。敦賀方面の方の利用が増えていると聞いたことがあるんですけども、これは美浜町の図書館が高く評価されているという証拠でもありと考えられますが、嶺南各市町の図書館同士の連携やネットワークというのとはどのようなものがあるのでしょうか。

あるいは、ほかの市町の図書館の本を借りられるという仕組みはあるのですか。伺います。

教育委員会事務局長

議長。

議 長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

他市町との図書館の連携でございますが、今現在、県内の県立及び市町立図書館におきまして、相互に貸し借りができるネットワークといったものでつながっております。

県内の各図書館が所蔵する約600万冊の図書資料が提供可能となっております。

また、それ以外にもですね、石川、富山、愛知、岐阜4県の公共図書館が所蔵しているものも送料無料で取り寄せることも可能でございます。

令和3年度の当館の実績としましては、他の図書館から1,693冊を借り受けし、444冊を貸し出ししている状況にあります。

またイベント連携につきましても、本年度において県下初となります若狭町との2町合同によるジュニア司書養成講座、さらには県立図書館や市立図書館の司書の協力を得ながら、ウィキペディアタウンin美浜というイベントを開催しまして、町民レガッタ、へしこ、国吉城のある佐柿集落の記事編集と情報発信を行うなど、次年度以降も幅広く、こういった他市町との連携を広げてまいりたいと考えております。

2 番

議長。

議 長

兼田議員。

2 番

それと関連することなんですけれども、町内の公共施設との連携はどうなっているのでしょうか。特に学校図書館についてお聞きします。各学校の図書室の運営と、それに係るボランティアの活動と、これはいかがなものでしょうか。

予算、蔵書、人員について教えてください。

また、学校図書室と美浜の図書館の連携はどうなっているのでしょうか。子供たちが読みたい本が美浜図書館にあるとすれば、その連携はうまくされるのでしょうか、お伺いします。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

学校図書館につきましては、読書の習慣を身につけ豊かな心を育む自由な読書活動の場や、様々な情報を学習で活用する場としての役割を担っております。

学校図書館の令和5年度の予算につきましては、小中学校4校合同で約170万円でございまして、蔵書についても4校合同で約3万4,600冊を保有しております。

児童生徒1人当たりの当初予算は、嶺南市町と比べても高い水準となっている現状でございます。

人員につきましては、学校図書館司書は、小中学校4校に対して1人を配置をしております。小学校区ごとに読み聞かせボランティア団体のおはなし風の会、わくわくの会、めめたんごの会の支援活動によりまして、読書が学校生活の一部として定着をし、児童生徒の読書に対する興味や関心を高めております。

次に、なび図書との連携でございますが、学校図書館では、学校用図書システムを導入いたしまして、蔵書の情報をデータベース化し、授業等で必要な資料が学校図書館にあるかどうかをまず検索をし、ない資料については町立図書館から借り受け、児童生徒に提供しているところでございます。

また、各学校の生活科の授業で、図書館の利用体験学習、そういったものも行いまして、令和4年度には、なびとしよ移転後初めて図書館司書が学校へ出向いて、ブックトークを実施し、児童生徒の読書促進に向けた連携に取り組んでいる状況でございます。

います。

今後も、これまで以上に、各学校となびとしょが連携に努め、児童生徒が発達段階に応じた読書に親しめるよう支援していくとともに、学習や生活に必要な情報を入手するための蔵書の充実、読書活動のニーズに応えられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2 番

議長。

議長

兼田議員。

2 番

今お聞きしますと、やはり4校に1人学校図書司書という形の、各学校にボランティアの方がいらして、それぞれボランティア活動としてフォローしているということですが、もう少し体制的にちゃんとした学校司書資格を持った方を各学校に配置するとか、そういうことはできないのでしょうか。

教育委員会事務局長

議長。

議長

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長

今現状1人というところで運営をいたしております、その点は図書館、なびとしょとしっかり連携しながら、そういった部分を補ってまいりたいと考えております。

2 番

議長。

議長

兼田議員。

2 番

分かりました。それでは、この図書館の質問の最後に、町長にお伺いいたします。

美浜の町は、ボートの町として全国的に知られ、スポーツの振興には力を入れています、文化面では弱い気がします。

3月8日の福井新聞の社説である論説にも、10年を迎えたなびあすの文化面での取組が取り上げられていました。ピアノのことや美浜美術展のことにも触れられていました。ありがたいことです。

地元の文化の育成には息の長い取組が必要と思われれます。

さきにも申し上げました、ふるさと美浜元気プロジェクトの三つの学校を合わせても、1学年70人というのは、昔の我々からすれば2クラスほどです。少子化に歯止めがかかっておりません。

その子供たちの基礎となる読書体験。小さな頃から知識を深め、いろんな地域文化に触れることが将来の美浜町を生かし、新しい文化の担い手を育てることにつながると考えています。

先週土曜日ですね、なびとしょお気に入りの1冊コンテスト、先ほど教育長のほうからお話ありましたけれども、その表彰式がありまして、小学生、中学生、一般の方の読書感想ですね、おすすめの本の作文が243点も集まっております。

若い世代の読書熱の火を消してはいけないと思います。

今の情報化社会において、若い世代は新しい情報ツールをいっぱい持っております。一見情報にあふれているようで、広く浅くの世界は逆に失われております。

専門的なことにはやたら詳しい、いわゆるオタクの文化。それもある程度必要でございますが、やはりバランスのとれた知識が重要になっています。

若い世代の読書による知的体験を増やす施策を戸嶋行政の柱として行っていただきたいと思っているのですが、所見をお伺いします。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

文化面での子供たちの情操教育についてのお話かなというふうに受けとめておるわけでございますけども、これはですね、ふるさと元気プロジェクトも含め、子供たちがしっかりと地域の文化に触れる。そして地元のボランティア活動といたしまして、読み聞かせの会なんかも協力をいただいております。行政、また地域が協力をしながら、次の町を担う子供たちの文化も含めた情操教育について、しっかりこれは取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

2番
議
長
2番

議長。

兼田議員。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

先週、この間の土曜日のことですがけれども、役場の3階で、鳥獣被害をみんなで身近に考える研修会というものがありまして、私も参加しました。

嶺南地域連携で取り組む猿対策と銘打たれたこの講演会で、私も期待して参加したんでありますが、正直がっかりいたしました。画期的な対策というものを期待したわけではありませんが、従来の対策をなぞっただけのような気がして非常に残念でした。

山際の集落の方は御存じでしょうが、ここ数年猿の被害が多発しております。町民の皆様は非常に迷惑をこうむっております。有害獣、特に猿の被害、猿害について質問させていただきます。

私は佐柿に住んでおまして、10年ほど前はまだ有害柵もできていない時期は、家の裏までシカがやってきたんですが、柵ができて、そのおかげでシカやイノシシの害は減りました。

しかし、今度は猿がやってきて、シカやイノシシ以上の被害を山際の集落の皆様にご与えています。

昔ははぐれの、はぐれという1匹の猿でございますが、時たまやってきて荒らしていたんですが、人を見るとすぐに逃げ出していました。今では群れでやってきます。子供を連れた30頭以上の群です。

二、三年前の話ではございますが、天王山の麓の佐柿の雪の残る田んぼに、黒いゴマのようなものが辺り一面広がっておりました。ちょうど27号線を走っていたときだったので、最初は何だろうと思ったのですが、それが猿の群れだった。ざっと目算したところ100頭は下らない数でした。こんなにいたんだと驚いた記憶があります。

ここ一、二年で、その猿たちが、集落の道路を堂々と歩き出し、人間を威嚇するようになってきました。女性や子供たちに歯をむき出し、向かってくるようになった。大人の男にも、ある一定の距離まで近づかないと逃げません。完全に人間を見切っています。

猿の被害で最も大きいのは農作物です。じいちゃん、ばあちゃんが孫のためや都会に住む子供たちのために丹精込めてつくった作物を荒らしております。農作物の被害としては行政の数字に出てこない家庭菜園の被害です。

みんなは言ってます。猿の餌をつくっているようなもんだから、畑には何も植えられん。

最近特に多くなった猿害について対策はされているのでしょうか。

鯖江市の取組として、鯖江市と河和田地区という所の13集落が相互連携協定を結び、集落単体ではなく、地区一帯で情報共有しながら、猿を山の中に追い込む体制を整え、出没しにくい地域づくりを目指しているとしています。

追い払っても、一時的にはほかの集落へ逃げ込み、再び被害をもたらすケースがあり、情報を共有して、集落全体連携して被害を食い止めようと対策強化に乗り出したそうです。

美浜町の対策をお聞きいたします。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

ただいま猿害対策について御質問をいただいたところでございます。美浜町の有害獣被害でございますけれども、長年イノシシ、シカが大半でございますして、水稻、麦、その他の農作物に大きな被害を及ぼしてきたところでございます。

平成22年度以降、恒久柵や電気柵の設置を推進しておりますして、平成30年度までに町内全域で約60kmの設置が完了して、被害防止対策を講じてきたところでございます。

お話がございましたように、恒久柵の設置によりまして、イノシシ、シカの被害は、これは一定の効果がございまして、減っておるところでございますけれども、猿の被害につきましては、この恒久柵では対処し切れずに、農作物被害が増加している現状でございます。

そういった背景がございまして、嶺南地域では、隣接市町と連携をしながら、地域特性に応じた被害軽減対策を強化しているところでございます。

今回有害獣の特に猿対策に関します一連の御質問をいただきました。以降、詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

議
長

産業振興課長。

産業振興課長

それでは、対策の実態等について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず猿の被害について、過去から広域にわたり発生しておりまして、平成2年、嶺南6市町ほかJA等関係機関で構成する猿による農作物への被害対策を目的とする猿害対策協議会、そういったものが設立されました。

平成10年には、嶺南地域有害鳥獣対策協議会に再編されまして、有害鳥獣による被害対策全般を目的に対策事業をはじめ連絡調整や情報共有を行っているところでございます。

町では、年間を通じて、美浜町鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動を実施しておりまして、この要望に応じて猿用の囲いわな、おりを大藪、菅浜、太田、和田、新庄地区に5基設置をしているところでございます。

令和5年度には、新たに囲いわな、おり1基を設置して、さらなる対策を講じていく予定でございます。

併せて各区より要請のあった所では、おりや餌付などの管理を行うことを前提として、実施隊及び捕獲隊にて、小型捕獲おりの設置も随時行っているところでございます。

また、猿によります農作物に対する被害が深刻化していることから、集落で組織する団体による猿追い払いに要する資材購入費の一部支援も行っており、現時点で猿バスターとして7集落に活動いただいているところでございます。

2番

議長。

議長

兼田議員。

2番

令和3年度の地区別の有害獣の捕獲数を見せていただいたんですけれども、年々減っておる状況があります。

ただ、猿に関しては、地域住民が感じています、こんなに里に下りてきているんだという実感としての生息数と乖離しておるのではないかと思うんですが、その辺の生息数との実態というのはどのようになっているんでしょうか、お伺いします。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

生息数についてでございますが、これまでに県や市町が実施してきた調査結果から、現状では嶺南地域に56群の分布が

確認されております。

そのうち美浜町は6群となっております、しかし分裂する群れであったり、市町間を移動する群れもあることから、正確な数字は把握できていない。そんな状況でございます。

その上で、嶺南地域有害鳥獣対策協議会では、令和5年度に6市町を対象区域として群れの個体数調査等を行うこととなっております。

今後は調査結果を基に、隣接市町と連携をして、被害対策の協議会及び実施方法を検討しながら、被害減少に努めたいというところでございます。

2 番
議 長

議長。
兼田議員

2 番
議 長
産業振興課長

美浜町の場合は6群、六つの群れがあるということですがけれども、このそれぞれの群れの確認というのは、通信機をつけた追跡調査でなされた、その群れの確認というわけですよ。

産業振興課長。

通信機をつけてやっていた部分もあります。新庄のほうでそれを実施いたしました、あとは業者に委託をして、状況を把握したところで6群、そういったところでございます。

2 番
議 長

議長。
兼田議員

2 番
議 長
産業振興課長

業者の方にも委託したということで、分かりました。さらにお聞きしたいんですけれども、美浜町の中で、そのわなの免許取得者というのはどれぐらいいらっしゃるのか。また増やすような取組はされているのか。その辺の取組をお伺いいたします。

産業振興課長。

2 番
議 長
産業振興課長

町内のわな免許の取得者は、令和5年1月末現在で51名ということになっております。うち、実際にわなを設置して有害捕獲をする捕獲隊員の数は36人ということになっておりますが、推移としては横ばいの状況かなというふうに思っております。

わな免許取得に関して、機会あるごとに、広報誌や町ホーム

ページを通して、幅広く周知をしているところがございます。
また嶺南地域有害鳥獣対策協議会では、免許取得者に対して講習会費用の助成を行っており、負担の軽減も図っているところ
でございます。

2 番
議 長

議長。

兼田議員。

2 番

やっぱりわなの免許の取得者を増やすということは非常に大事なことだと思いますので、ホームページの周知とか、もっと活動的な動きのある周知の仕方をしていただきたいと思
いますし、その講習会の補助等にも関して、金額的な面もそうすけれども、もっともっと若い世代の、そういうわな免許の取得者が増えるような取組をしていただきたいと感じております。

それで、何年か前のニュースで見た記憶があるんですけども、全国のどこかの地域で、捕まえたメス猿に不妊手術を施して、群れに戻して子を産めなくして、自然減を図るという対策を講じている所があると聞いた覚えがあります。このような対策は考えているんでしょうか。

議 長
産業振興課長

産業振興課長。

手術による避妊化は死亡するまで永久に繁殖を阻害してしまうため、ある意味では駆除することと同等であるというふうに考えられます。しかし、福井県では、環境大臣が定める指針に従って捕獲等を行っていますが、猿は現状、保護動物ではないため、避妊手術は行っていないというのが現状でございます。

町では、県の第13次鳥獣保護管理事業計画に基づきまして、鳥獣による被害防止の目的及び軽減を図るため、捕獲おり等の捕獲を実施している。そういったところでございます。

2 番
議 長

議長。

兼田議員。

2 番

捕獲のおりで対策をされているということですが、大型おりで猿を捕まえ、それを猟銃で射殺するという方向の形をとっているわけですよ、きつとね。

非常に残酷なような気がしまして、むしろそういう自然に減らすといいですか、何もDNAのその遺伝子を変えとかいう

方向ではないので、そのような方向で自然に減らすようなことができればいいのではないかと私は思っているわけです。それに聞きますところによりますと、捕まえた経験豊かなメス猿はあえて逃がすようにしているとも聞いております。リーダーがいなくなると、群れが分裂して、被害が逆に増えているというような状況もあると聞いたことがあります。

ですから、大型おりで何匹かを捕まえ、それを猟銃で射殺するような形ですと、リーダーがいなくなって群れが分裂するような逆効果があるのではないかと考えております。

今私の実感では小三ヶから、宮代、麻生、佐柿、和田、木野、坂尻、山上とか太田、あの辺り一帯がやはり一昔前に比べると、群れの数が大分増えており、前は1群れ2群れだったのが、実感として三つ四つの、もっとあるのかなと。

私、国吉城の周辺をちょっと山の中歩き回るのが好きなものですから、1人でいろいろ歩き回ってますと、そのような感覚的にサルの群れのその群れの多さを感じておるわけです。だからその辺のことも考えて、やはり群れを増やして被害を増やす方向。それを何とかちょっともう一つ軽減できないかと、ことをお願い申し上げます。

ここでまた、もっと範囲が狭くなるんですけども、ちょうど新幹線の開通や大河ドラマの家康の影響といいますか、それとBSの「英雄たちの選択」で金ヶ崎の退き口が取り上げられました。国吉城が。これが日本史の転換となると紹介され、知名度が一気に上がっております。観光客も実感として増えてきていると思います。

この国吉城資料館の周辺ですが、早朝、夕方問わず猿の群れが居座っている。この中の二、三頭が凶暴なのがいまして、人がいても向かってきます。追い出してもすぐ戻ってくる。これもし観光客に被害が出たら、もうこれまた大変なことになると思うんですが、その辺の対策等は考えられていますでしょうか。

議長
産業振興課長

産業振興課長。

この被害についてですが、県を含め、町や周辺地域で観光地等で観光客が被害に遭ったという報告は入っておりません。

しかしながら、ニホンザルの被害防止対策として、人に対する恐怖意識を学習させる適切な追い払いが有効であることが知られています。

追い払いの際は、集落内で猿を見た場合は、複数人で必ず追い払うという、集落ぐるみの追い払いが有効でありまして、それにより、その集落を危険な場所と学習させ、行動域を集落から遠ざける効果が期待できるのかなというふうに思っております。

観光客による餌付けや集落内の農作物及び未収穫果樹など、誘引物の除去を行うとともに、町が行っております猿バスター等の取組は、まさに猿被害対策に効果的であるため積極的に活用いただき、被害が少しでも軽減できるよう、集落、行政が連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

2 番
議 長
2 番

議長。

兼田議員。

確かに集落の何人かは一斉にそうやって追い出しにかかるというのは有効だとは思いますが、それが今のところまでできてない。実際問題として、そんなうまくいってないわけですね。猿がどこかで出た。それがそういう連絡網なり情報を共有して、みんなで一緒に一斉に動き出すということができていない現状です。

ですからその辺をちょっと行政の方としてはもっとそういう、できるような体制をつくっていただきたいと考えております。

総じて猿の被害に対する対策というのは遅れているように感じております。実際の地域で暮らす人たちにとっては、これは非常に切実な問題です。高齢化が進んで、家の中で過ごす住民の方が増えております。猿はもういつでもどこからでもやってきます。屋根瓦を壊したり、樋を壊したり、開けっ放しにしていたら、家の中にまで入ってきます。

猿の被害の少ない地域の方はピンと来ないかもしれませんが、被害に遭っている地域の住民は、非常に切実な問題です。地域の住民を守るためにも、徹底した対策を講じていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

以上で、兼田議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。引き続き一般質問は、午後 1 時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前中は御苦労さまでございました。

(休憩 午前 11 : 39)

(再開 午後 1 : 00)

議長

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番、中牟田春子議員の一般質問を許します。

3番

議長。

議長

中牟田議員。

3番

中牟田春子です。よろしくお願いいたします。

介護予防の推進について。

介護・医療・福祉の分野では、2025年問題というのが今一番の課題です。これは2025年には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者との、その後、医療や介護ニーズがピークを迎え、費用が急増するという事です。

したがって、そのときをどう乗り越えるかということで、国を挙げて取り組んでいるわけですが、それを超えて2020年初頭に世間を覆ったコロナ禍の影響で、特に高齢者の健康度が如実に下がっています。気軽に通院や出かけることができなくなり、活動量が落ちたことで、身体機能や認知機能も低下し、フレイル、心身が老い衰えた状態に陥っている方が増えています。どうするかが非常に深刻な問題だと考えます。

それでは、介護予防の推進について、3点の質問をさせていただきます。

介護の現状認識と課題解決に向けた取組について。

急速に少子高齢化が進む中、2025年までにいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となり、いよいよ超高齢社会を迎える。人口構造が変化していく中で、介護保険制度については、給付

と負担のバランスを保ちながら制度の持続可能性を確保していくことは重要であるが、介護保険の負担額の増加や介護人材の不足、介護難民などが心配される中で、今後どのような問題や課題が生じてくると想定しているのか、見解をお伺いします。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

ただいまの介護の現状認識と課題解決に向けた取組について御質問いただいたところでございます。団塊の世代を含みます75歳以上の後期高齢者が増加をいたします2025年問題が目前に迫ってきておりまして、高齢者の介護・医療を取り巻く社会状況は大きな変化が予測されているところであります。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける上では、介護保険等の公的サービスの充実とともに、町民一人一人の主体的な健康づくりの取組や見守りをはじめとした、地域みんなで支え合う取組が欠かせない、このように考えているところでございます。

高齢化が進みます本町にとりまして、げんげん歩楽寿（プラス）や地域あいあいポイント事業を通じて、地域における支え合いを充実し、健康寿命を伸ばすことで、健やかで温もりあふれる地域づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

なお、町の課題等につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

健康福祉課長
議 長
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

それでは、私から課題等についてお答えさせていただきます。

急速に高齢化が進んでいる本町にとっては、単身や夫婦のみの高齢者世帯も全世帯数の3割を超えており、高齢者が高齢者を介護する老老介護、介護する人と介護される人の双方が認知症を発症している認認介護など、介護における問題は今後の大きな課題であると認識しております。

今後さらに現役世代の減少が著しくなることから、介護現場で働く労働力の不足も見込まれております。

町民が必要な介護サービスを受けられるよう、地域の高齢者を支える介護人材を確保し、介護現場の環境を整備することが喫緊の、そして将来的な課題であるというふうに考えております。

3 番
議 長

議長。

中牟田議員。

3 番

それでは、美浜町の課題解決に向けた取組についてお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

町では今年度より介護人材の発掘、定着に向けた町内の介護事業所に就職し、継続的に就業していただくための奨励金制度を導入しております。また、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格及び物価高騰の影響が及ぶ町内の福祉事業所等の負担軽減を図り、安定的なサービスの提供を確保するため、電気料金及び燃料費の上昇額の一部を補助させていただいております。

今後さらに高まる介護ニーズに対応していくためには、通いの場のように、住民同士が支え合うなど、介護職以外の多様な人材による支援の促進等も推進していきたいというふうに考えております。

3 番
議 長

議長。

中牟田議員。

3 番

かねてから2025年問題はメディアに取り上げられていましたが、残り2年しかない現実を考えると、もはや悠長に先送りできる問題ではありません。

介護職員不足が指摘されて久しいですが、介護職員の充実を図るために、町でも幾つかの策が講じられていますし、今後、地域社会で取り組むべきこととして、地域住民による介護者の見守りと安否確認はもちろん、介護予防プログラムへの参加などボランティアとして関わる面がたくさんあります。

そういった人材を活用することで、少しでも社会保障費を軽減することにつながると考えます。

では、次の質問に移らせていただきます。

2. 地域づくりによる介護予防の推進について。

社会が豊かになったことで、日本人の平均寿命は、男女ともに大きく伸びました。長生きできるようになったことはとてもうれしいことですが、平均寿命だけでは判断できません。介護が必要になったり、認知症になったりする人が増えてきたからです。せっかく寿命が延びても元気でなければ人生を楽しむことができません。

そこで、最近、注目されているのが健康寿命です。厚生労働省のデータによると、2016年時点の日常生活に制限のない期間、つまり健康寿命は男性72.14歳。女性74.79歳でした。

2017年の平均寿命から差し引きすると、男性8.95歳。女性12.47歳の差があることが分かります。

この期間は、日常生活に何らかの制限があることを意味します。

今後、介護保険の被保険者の負担が増加していくことが想定されることから、介護に頼らず、自宅で最期まで健康に過ごすことができるように、地域住民が主体となって行う介護予防を広く展開し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりによる介護予防の推進が必要と考えるが、認識をお伺いします。

健康福祉課長
議 長
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

本町の高齢化率は令和5年3月1日現在、約38%となっております。今後、後期高齢者の人口の増加が見込まれることから、一人一人が健康に関心を持ち、住民主体の通いの場を通じて、地域みんなで介護予防に取り組むことが重要と考えております。そのため、町では高齢者の健康づくりと社会参加を促進するため、令和3年度より地域あいあいポイント事業を実施しており、現在では住民主体の介護予防自主グループが17団体できるなど、地域での活動の輪も徐々に広がっております。今後も元気な高齢者の社会参加や介護予防、生きがいづくりを応援し、健康寿命の延伸を推進していきたいというふうに考えて

おります。

3 番
議 長

議長。

中牟田議員。

3 番

単に運動機能などの改善だけを目指すのではなく、心身機能の改善や生活機能、そして社会参加への意欲向上を図り、個人の夢や目的の実現を応援するための介護予防運動の展開でなければならぬと考えます。また、食生活の改善やウォーキングなど、高齢者自身が健康づくりに励み、生活習慣病の予防を心がけることで、健康寿命を延ばすことができると考えます。こうした取組を地域で普及させることで、医療、介護費を抑えることにもつながると考えます。

では、3番目の質問に入らせていただきます。

在宅医療介護の推進について。

在宅医療とは、通院することが難しい患者を対象に、医師や看護師などが自宅を訪ねて医療を施すことです。この医療には、理学療法士や作業療法士によるリハビリや薬剤師による服薬指導なども含まれます。

主に寝たきりなどで移動が難しい患者に対して行われるのが多いのですが、病院や診療所に行くための交通手段がない患者も対象となることがあります。

厚生労働省が2012年に発表した在宅医療介護の推進についてによると、無作為に抽出されたアンケートに応じた国民の60%以上は自宅での療養を望んでいます。

美浜町の第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画には、要介護者では、在宅医療を利用して自宅での生活を継続したいと思う人が50.7%。一般高齢者では住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスとして、通院などの送迎が56.1%、自宅でも治療が受けられる在宅医療が50.0%と記載があるが、美浜町の第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関するアンケートの結果をお伺いします。

健康福祉課長

議長。

議 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に係るアン

ケート調査は、高齢者の方の生活状況や介護サービスの利用についてのお考えなどをお聞きし、その調査結果を、令和5年度に作成する計画の基礎資料とするものでございます。またこのアンケートは、在宅で生活されている65歳以上の方全員に対し、令和5年1月末から2月にかけて調査を行い、現在約6割の方に御回答をいただいております。現在集計中であり、集計結果の公表は令和5年4月以降を予定しておりますので、現時点ではお答えができません状況でございます。

3 番
議 長
3 番

議長。

中牟田議員。

それでは、町の在宅医療介護連携はどのように進んでいるのか、お伺いします。

健康福祉課長
議 長
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

平成27年度より介護保険法の地域支援事業として位置づけられた在宅医療介護連携推進事業は、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療と介護の連携を推進していく事業であり、全国で展開されている取組でございます。

本町の取組みといたしましては、地域の医療介護に係る資源の把握や関係者の研修、町民への普及啓発等を実施しております。また、医療と介護の専門職の連携推進を図るために顔の見える関係づくりを目指し、多職種連携研修会を開催するとともに、介護医療サービス資源マップを作成し、広く町民や事業所に配布をしております。今後も医療と介護の両方のケアが必要になっても、高齢者が安心して自宅での生活を継続できるような在宅医療、在宅介護の連携体制の整備を一層進めてまいります。

3 番
議 長
3 番

議長。

中牟田議員。

第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の結果から想定すると、在宅医療介護の需要は増えることが考えられます。在宅介護、在宅医療介護連携には医師が提供する診療のほか、看

護師によるケアや薬剤師による服薬指導、理学療法士や作業療法士によるリハビリなどが含まれます。

そのため、患者の症状によっては複数の専門職でチームを組んで医療に当たることになり、連携を取るのが難しくなる場合があります。町でも第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画についてアンケート結果を基に、在宅医療介護連携推進の取組を進めることが重要と考えます。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、中牟田春子議員の一般質問を終わります。

次に14番、竹仲良廣議員の一般質問を許します。

14番 議長。

議長 竹仲議員。

14番 ただいまから、私、竹仲の一般質問をさせていただきます。今回は大きく三つの質問をさせていただきます。

まず初めに、コロナ禍を受けて、今後の地域医療について質問します。全国的に新型コロナウイルス感染症の第8波も落ち着きを見せており、本日からマスクの着用が個人の判断で外してもよいことになっております。福井県も毎日の新規感染者が100人を切る状態が続いており、3月11日現在で、これまでに19万8,973人と、県内の約26.5%の方が感染されております。

美浜町も当初は毎日感染者の情報が報道されていましたが、現在の状況が、最近では分かりません。美浜町においては、これまで何名の方が感染され、美浜町全人口の何%が感染されたのか、まずお伺いします。

町議長 議長。

町議長 町長。

町議長 ただいまのコロナの美浜町での感染状況につきまして御質問をいただいたところでございます。

本町では、これまで、町民の皆様や医療機関の御理解、御協力の下、ワクチン接種をはじめ感染防止対策に取り組んできており、県内でも本町の接種率は高く、感染者数も比較的少ない

状況にあるなど、改めて関係各位に御礼を申し上げたいと思っております。なお詳細等につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

健康福祉課長
議 長
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

それでは私から、町内における感染者数の状況を説明いたします。令和4年4月以降は、1月当たり20人前後の比較的少ない数で推移をしておりましたが、7月頃から始まった第7波では急増し、8月には400人を超える方が発症をしております。その後は高止まりの状況が続き、9月中旬あたりから徐々に減少する傾向となり、再び12月にかけて第8波のピークとなっております。市町ごとの発生者数を把握可能であった9月下旬時点での延べ感染者数を人口で割った発生率は、全国では約17%。福井県では約14%。美浜町は約11%となっております。

なお、医療機関での発生届の全数届け出や、発症者を詳細に把握する保健所業務の逼迫を軽減させるため、国は9月に感染者の全数届け出を見直しております。そのため、それ以降は市町ごとの詳細な感染者数の動向を把握することは行われておらず、美浜町内での感染者数の推移をお示しすることはできません。現在、新型コロナウイルス感染対策は大きな転換期を迎えようとしております。今後も国や県の動向を見据えながら、関係機関と連携して感染予防等に取り組んでまいります。

1 4 番
議 長
1 4 番

議長。

竹仲議員。

分かりました。

先ほどの私の県の感染のパーセント状況とちょっと違うので、多分、分母が違うんだろうと思いますけども、美浜町の場合11%の方が感染されたのか、今伺いました。一般的にウイルス感染症は全体の55.4%から72.1%の人が感染すれば集団免疫ができて集団感染が広がらないと言われております。例えばはしかのように一度かかると一生涯感染しないようなことが多い感染症もありますが、今回の新型コロナウイルス感染症

の場合、感染して数か月は抗体ができていますが、だんだん減少し、2回3回と感染する可能性もあるそうです。このため何回もワクチン接種を推奨しています。しかしワクチン後遺症もあるようでして、今後接種していない人もかなり出ているようであります。そんな中で、政府は5月8日から第2類から5類へ変更されると伺っております。

そういったとき、これまで行われている医療体制、例えば発熱外来時間を設けて診療をしたりだとか。各薬局で行われている簡易検査などは、今後廃止になるのでしょうか。美浜町の、そういったことも含めて、医療体制はどのように変わるのかお願いします。

健康福祉課長
議 長
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

新型コロナウイルス感染症に対しては、医療に従事する方々の強い使命感と献身的な御尽力の下、医療機関、国、県、市町が一丸となって取り組んでおります。福井県においても、病床数の確保や検査体制の強化、相談や入院調整といったきめ細やかな体制が、その時々状況に応じて整えられ進められております。なお現在は、新型コロナ総合相談センターが運用されており、コロナ感染やワクチン接種に不安を感じる方の相談や発症者や濃厚接触者が自宅療養期間中に症状が悪化した場合、早期に適切な医療につなげるための窓口となるなど、しっかりと体制が組み立てられております。また、各医療機関による発熱外来での検査や薬局などでの無料検査、さらには自主検査キットの入手も容易になるなど、検査体制についても強化されております。

令和5年5月8日からは、季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げられるとのことですが、重症化リスクの高い方などへの適切な医療を提供するため、発熱外来での診療検査をこれまで以上に多くの医療機関でも実施するなど、医療体制のさらなる強化が図られようとしております。また、国は感染症法上の位置づけの変更に関する対応方針として、必要となる感染対策や準備を講じつつ、段階的な移行を目指すとされており、町といたしましても、この方針を見据えながら、地域の医療機関と

一体となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1 4 番
議 長

議長。

竹仲議員。

1 4 番

分かりました。5類に変わっても医療体制は変わらず、反対に強化されると今聞いて安心しました。ところがですね、新型コロナウイルス感染症蔓延によりまして、総合病院の受入体制が大きく変化しております。現在新型コロナウイルス感染者、それ以外、関係なく、入院患者の付き添いや面会はできません。

これは外科的治療などで回復が早い、またそれが見込まれる急性期の方で短期間で退院される方はまだよいと思いますが、長期入院を余儀なくされる方や高齢で起きて自分で物事ができない人など、家族とまた話をしたいこともあると思います。この辺は今後も変わらない状態なんでしょうか、お伺いしたいと思います。

健康福祉課長
議 長

議長。

健康福祉課長。

健康福祉課長

地域の医療機関では、感染症対策を徹底し、細心の注意を払いながら日々の診療業務に当たっておられます。コロナ以外の入院患者への面会については、御家族同士が直接お会いいただくことが家族にとって大切なことであり、不安や孤独を感じる入院患者にとっても、病状の回復やメンタルの安定など、健康維持の面からも非常に重要であると考えます。一方で、各病院での診療体制を維持することは、自院の患者や医療従事者を守るためであり、面会等の制限は、それぞれの医療機関で対応が異なりますが、病院としての責務の下、院内での感染リスクを可能な限り低減させるための取組であると理解しております。

なお、5類への移行に伴って、病院の診療体制や診療方針は変わっていくものと考えられますが、現時点においても、可能な限り感染リスクを減らし、安全に面会できるよう工夫しながら、柔軟に対応されている病院もあるというふうに聞いております。

1 4 番

議長。

議 長

1 4 番

竹仲議員。

そんなには変わらない状況になるのではないかと思います。私から、私が知り得た体験ですけれども、急に入院されまして、約2週間で亡くなられた方がおられます。その方も我々はよく知ってる方なんで、見舞いに行きたいけども行けない。家族もなかなか会わせてくれないということで、ようやく1回だけリモートによる会話ができます。それが1回切りで終わりました。

非常にそういった状況で、最期をお迎えになって寂しい状況がありましたんで、こういった状況を少しでも解決できないかなというふうに思ってます。大きな課題ですけれども、今後とも皆さんの課題として考えていかなければならない状態だと思っております。

以前から在宅医療が大切であると言って、中牟田議員の質問にもありましたけども、これは推進していかなければならないと言われております。急性期の患者で一定の入院で退院される人はまだよいですが、慢性疾患や終末期患者の場合などで、在宅を希望する人のための在宅医療診療体制は美浜町ではどのような状況になってますか。

先ほどはソフト面で聞きましたけど、しっかりとしたハード面の回答をお願いしたいと思います。

健康福祉課長

議長。

議 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

町内全ての医療機関では、地域のかかりつけ医として希望される在宅の患者様へは定期的な訪問診療が提供されており、それぞれの医療機関によって、ひと月当たりの訪問する回数や間隔は異なりますが、本町では30人ほどの利用があるというふうに聞いております。また、御自宅での療養生活をサポートする訪問看護、訪問歯科診療等の事業所もあり、それぞれのニーズに応じてサービスが提供されております。

1 4 番

議長。

議 長

竹仲議員。

1 4 番

そうですか。ちょっと私の思っているのと違いますけども、これもまた私の体験なんですけども、80を超える高齢の方で

すけども、だんだんと食事が取れなくなって、体重減少や脱水症状が見られることから総合病院を受診しました。そこで入院をお願いしましたが、治療がなければ入院できないというふうに先生から言われた。点滴をしてほしいと言いましたら、点滴は治療ではない、胃ろうでもするなら入院も可能だが、点滴ならば通院で行うようにという指示があったそうです。患者さんは毎日病院に通って点滴を受けることにしましたが、その患者さんがもう約半日から、午後の2時頃までかかってしまう点滴に、結構負担となり、反対に様態が悪化する状態となっています。それで、これじゃいけないということで、在宅医療をお願いして変更することにしました。そのとき、美浜町では対応できないというふうに言われました。

敦賀市の開業医をお願いすることになりまして、その後患者さんは奇跡的に回復を見せて、今は元気に過ごしております。自分の家で終末を迎えたいと思う人が多くおられると想像します。在宅で患者さんを診る場合、家に誰かがおられることが必要ですけども、それが可能としても、往診していただけるお医者さんが美浜町には少ないのではないかと思います。在宅医療、在宅看護、往診の重要性がますます高まっていますが、美浜町内で、その体制は本当に確立されているのでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長
議 長
健康福祉課長

議長。

健康福祉課長。

コロナ禍における自宅療養者の増加や、入院時の面会制限により、全国的に訪問診療等在宅医療を望んでいる方や、自宅で最期を迎えたい方が増えており、本町においても同様に希望される方が増えていくというふうに思われます。令和3年度の県の医療機能調査によりますと、在宅医1人当たりの在宅患者数は、一般的な指標では10人程度が平均となっており、在宅患者数が15人を超えている所は在宅医が不足。10人を切っている所は、一概には言えませんが、まだ若干の余裕があるというふうにされております。

一方、本町の在宅医1人当たりの在宅患者数は5.5人。訪

問看護師 1 人当たりの在宅患者数は 1 1 人となっており、データ上の数字で見ると限りでは、利用者のニーズに応じた在宅サービスは提供されているものと思われます。

本町におきましても、限られた医療資源を活用し、在宅療養者が住み慣れた地域で最期まで過ごせるように、医師や看護師だけでなく、医療や介護福祉に関わる様々な職種が互いの専門性を生かし、一つのチームとして地域に働きかける多職種連携の推進を図るなど、関係機関等との連携を強化しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、本年度から、丹生診療所において、県の ICT を活用したオンライン診療実証事業による遠隔診療を試験的に行っており、実際に患者が丹生診療所でタブレット等を使って専門医の診察を受けていただくなど、情報通信技術を使った新たな取組を行っております。今後の地域医療において、患者の利便性向上や負担軽減、また近くの診療所で遠隔地の専門医療が受けられる環境の構築など、県及び関係機関と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

1 4 番
議 長

議長。

竹仲議員。

1 4 番

私の体験と少しそごがあるようです。ケアマネージャーというようなソフト的というか、そういったものに関しては確かに充実していると思いますが、実際にそのお医者さんが往診してくれるかということ、その先生が美浜町にはなかなかいないというのが現状だと僕は思っています。私も調査しますが、行政と本当にそれが違いがないか。しっかりと検証していただきたいなと思います。これは非常にこれから我々も通っていく道ですので、しっかりとした医療体制を構築していただくようお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

2 つ目は、美浜町 3 号機再稼働による交付金について伺います。

美浜発電所 3 号機は昨年再稼働し、現在順調に運転を行っており、日本の電気エネルギー確保に重要な役割を果たしている

と思います。特に美浜町の場合、40年超の発電所の再稼働ということで、かなりの交付金が出ると考えますが、この金額は幾らなのか、またその使い道はどのようになっているのか伺います。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

交付金につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。再稼働による交付金額につきましては、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則において、25億を超えない範囲において、経済産業大臣が決定する額と規定されております。なお同規則により、交付の対象は、原子力発電施設の稼働状況が相当程度変化した道県とされており、福井県に交付されることとなっております。

また、交付に当たっては一の会計年度における交付金の交付限度額は5億円を超えない範囲とされており、交付期間は交付の対象である福井県が策定する地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して6会計年度を超えない範囲とされておるところでございます。

14番

議長。

議長

竹仲議員。

14番

使い道についてはまだはっきりしてないということなんですが、これは県におりることですから、美浜町が考えることでもないかもしれませんが、一緒に考えていくべきではないかというふうに考えております。それで今回の議案にも多くの基金積立条例が提出されております。積み立てはある程度の財政に余裕が出ているのではないかというふうに推察します。もう少し町民が希望するところに原子力交付金を使っていただきたいなと思っております。いろんな整備は町民のためのことと思いますが、特に各区の要望は町内道路の根本的な整備が大半です。

また、佐柿河原市郷市線の旧国道は以前から融雪装置の整備を要望してますが、遅々として進んでいません。こういった道路整備に特化した基金を積み立てて、町民の要望にしっかり応

えることが必要と考えますが、どのように考えますか。伺います。

まちづくり推進課長

議長。

議長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

なおこの交付金の使途につきましては、先ほど申しましたとおり、交付の対象である福井県が策定する地域振興計画に基づき事業が実施されることとなるため、計画の策定に当たり、本町の安全・安心の最大限の確保につながる防災力の強化や人口減少対策など、地域の振興につながる施策が着実に実行できるよう県に要請しているところであります。

14番

議長。

議長

竹仲議員。

14番

これからって話なんです、私のお願いというか、考えを示しましたが、そういったことも含めていろいろ検討いただきたいなと思います。

最近の社会情勢は、全ての物価がどんどん上昇し、町民の生活を圧迫しています。しかしながら地方では給料の上昇はすぐには望めません。こんなときこそ町民には補助、助成が必要だと考えます。町民の絶大な御理解の下、美浜3号機が再稼働することができたと考えております。日本の電気エネルギーの危機を救っているのは事実だと考えております。それなのに、町民1世帯当たり電気代に対する原子力立地特別交付金ですが、月当たり僅か579円です。年6,948円です。お隣の敦賀市は年1万1,088円。高浜町は年1万200円、おおい町は1万1,400円と、美浜町が一番少ないと思います。隣接の所でも年間4,880円頂いてるそうです。

美浜町の町民の電気代ぐらいはただにしてもよいと考えておりますが、そこまでは無理としましても、せめて現行の3倍、年2万円程度の交付金があってもよいのではないかと思います。町長はどのように考えますか。伺います。

町長

議長。

議長

町長。

町長

ただいま原子力立地給付金の増額についてのお尋ねをいただ

きました。町内の各世帯に毎年交付をされます原子力立地給付金でございますけども、これは国が定めます交付金の交付規則に基づき、立地もしくは隣接する市町に存する原子力発電所の設備能力等に応じて一定額が交付される。そのような仕組みになっているところでございます。しかしながら、この算定基準でございますけども、設備能力のほか、昭和56年及び平成4年以降に新增設が行われた施設に係る割増措置を考慮しているのみで、30数年来、その状況は変わっていないようなことでございます。

昨今、原子力発電に関しては、厳格な安全審査を前提に、60年を超える追加的な運転延長を認めるなどの新たな原子力政策が動き出そうとしておりますけども、地域の理解が得られず、再稼働に至っていない発電所も多くございます。そのようなことから、町民の皆様の御理解と御協力の下、国内で初めて40年を超えて原子力発電所が運転されたこと、さらにはこれまで長期にわたり国策に協力をしてきたこと等の実情を考慮した本基準の見直しを、これは機会を捉えて国に要望してまいりたいなというふうに考えてございます。

14番
議長

議長。

竹仲議員。

14番

少し私の思いに近づいたことで感謝しております。

昨年暮れに、島根原子力発電所2号機の再稼働について、再稼働した場合、立地県と隣接県に対し再稼働交付金を倍増、立地は最大10億円。隣接は最大5億円とする制度を経済産業省が設けました。これは既に再稼働している所は対象にならないということです。美浜町の場合のように、町民の絶大の協力をいただいて再稼働できたにもかかわらず、なかなか進まない所には簡単に飴を与えるようなことをしております。

美浜町は国内で初めて40年を超える発電所の再稼働同意したことに対し、町民に対してもっと明確な交付金があってもよいのではないかと思います。現在再稼働していない所も再稼働してる所も同額を継続しているのはどうかと思います。

動いていない所を下げるということではありません。島根県

のことを考えれば、私の考えはそんなに難しいことではないと思います。年間僅か6,948円で、あんまりだと考えませんか。もう少し町民一人一人に、そういった交付金があればと思いますが、再度お聞きします。この件を強硬に言っていただきます、ありがたいんですが。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

今ほどお答えをいたしましたけども、しっかりそういった、我々が協力をしてきた実情、それから背景等を踏まえながら、国に対して、その増額等も含めた基準の見直しについて、しっかりと議会の皆様方と連携、一体となりながら、要望してまいりたいなというふうに思っております。

1 4 番
議 長
1 4 番

議長。

竹仲議員。

分かりました。余りお願いするという言葉を入れたらあかんらしいんで、ですけど、よろしくお願いします。

3つ目の質問に移ります。

使用済み核燃料中間貯蔵施設建設候補地についてお伺いします。

美浜発電所3号機再稼働を美浜町議会が同意してから1年以上経過しております。この再稼働の条件に、中間貯蔵施設の県外候補地を確定するとしていしましたが、これを譲歩する形で、2023年末までに決定するという事で再稼働が容認されました。今順調に稼働していますが、中間貯蔵施設の候補地の進捗状況に対し何ら我々の耳には届いておりませんが、進展があるのかどうか。町長には話が来ているのかどうか。お伺いしたいと思います。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

中間貯蔵施設の候補地についての動向についてお尋ねをいただきました。県はこれまで一貫して使用済燃料の県外持ち出しを求めており、使用済燃料の中間貯蔵施設の県外での設置については、県と関西電力との約束であり、国が前面に立って取り組むとをされているところでございます。この1月には、関西電

力の森社長は杉本知事に対し、使用済核燃料の搬出問題について、一日も早く報告ができるよう、最大限努力をすると発言をされているところではありますが、それ以降町に対する個別の御報告は受けてないというようなところでございますけれども、今後ともそういった動向は注視をしてみたいなというふうに考えております。

1 4 番
議 長

議長。

竹仲議員。

1 4 番

関西電力は、2015年11月に使用済核燃料推進計画を出しております。その中で2020年には確定し、2030年頃には2,000トン規模で操業開始の計画で進めていると、ここには書いてあります。その後2017年には、当時岩根社長以来ですけれども、2018年には具体的な計画地点を示すとなりましたが、それも頓挫しました。

このことは今回が初めての約束事ではなくて、ずうっと継続した内容であります。2023年には、あと9か月余りしかありません。あつという間に過ぎてしまうと思います。再々度約束を反故にすることはないと思いますが、今度は決して許されることではないと考えます。

また、うまく県外設置候補が決定したとしても、その後の建設完成までにはそれ相当の期間を要すると思います。

その間、発電所内の安全が担保できないことになります。福島第二原子力発電所、一昨日が事故から12年目ではありますが、いろんなテレビの映像を見ますと、改めて決してあのような事故を起こしてはならないと考えます。

使用済核燃料のプール貯蔵は、もし何かの異常でプールの水がなくなれば、たちまち放射漏れは免れません。一日も早いプール貯蔵から乾式貯蔵施設、中間貯蔵施設に移すことは必要と考えます。

以前、高浜町長やおおい町長は、敷地内乾式貯蔵も一つの選択肢だと言っております。このことは何回も現町長には確認しておりますが、改めて町長、このことに関してどのようにお考えか、お伺いします。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

重ねて中間貯蔵施設の動向についての考えを求められたところでございますけども、事業者につきましては、これまで繰り返し申し上げておりますけども、2023年の計画性の確定、2030年頃の操業開始に向けて、これは不退転の覚悟で取り組む旨を表明されておまして、今はその動向を注視をしているというところでございます。

事業者は使用済燃料プールについて、これは新規制基準に基づきます安全性向上対策工事の一環として、使用済燃料ピットのラック取り替えや補強工事を実施しており、使用済燃料は安全に保管できる状況になっているというふうに理解をしております。

しかしながら、貯蔵容量には限界がありますことから、事業者には安全・安心を最大限に確保できる取組を責任を持って確実に実施していただくよう今後とも求めてまいります。

1 4 番
議 長
1 4 番

議長。

竹仲議員。

分かりました。

政府はここに来て、原子力発電所、原子力の発電の推進に舵を切ってきました。40年を超える、また60年以上も使用可能という形になりました。さらにリプレース新增設も進めるとしました。リプレースの最重要候補地として美浜発電所が挙がっていますが、これが確実に推進できるかに対しても、関西電力の姿勢が重要と考えます。

今回も営業活動自粛という報道もなされており、最近不祥事が続いております。年末に近づき、不祥事発覚やトラブルなどが起こらないとも限りません。2023年末を待つだけでなく、時間切れになる前に、早期に関西電力へ地元首長として、しっかり申し入れをして確認をすることが必要だと思います。再度この辺の考えはいかがでしょうか。

町 長
議 長

議長。

町長。

町 長

この中間貯蔵施設の確定までについてですね、しっかり取り組む必要があるということをございますけども、これは先ほどから申し上げているとおり、その動向を注視しているところをございます。

この件に関しましては、国策であります原子力政策に関することでありまして、期限についても事業者が公言をしていることから、国はもとより公益事業を担う事業者が責任を持ってしっかりと解決すべき事項と考えているところをございます。

不退転の努力は続けられているということをございますので、我々としてはですね、能動的に行動するべきものではないんじゃないかなというふうと考えているところをございます。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

不退転の覚悟でやると事業者は言ってるから大丈夫だということですが、その大丈夫が2回もだまされておりますんで、3度目にはだまされないように、しっかりと度々追及をしていただきたいなというふうに思います。

今回は三つのことに質問しました。現坂井市長のお言葉をお借りしますと、町民の不安、不満、そして不便をなくすことが行政の使命と言っておられました。まさにそのように思います。医療の不安、交付金等の使い道の不満、町道路の不便の解消に向け、最大限取り組んでいただきますことを期待いたしまして、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で竹仲議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

明日14日は午前10時から引き続き一般質問を行いますのでよろしく願いいたします。

これにて本日は散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会宣言 午後 1 : 5 3)

令和5年第2回美浜町議会定例会会議録(第3日)

招集年月日	令和5年3月14日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和5年3月14日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛		
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		
町長提出議案の 題 目				
議員提出議案の 題 目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	7番	河本 猛 議員	14番	竹仲良廣議員

議 長

本日は、全員出席されております。
定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。
ただいまより令和5年第2回美浜町議会定例会を再開いたします。

(開会宣言 午前10:00)

議 長

直ちに、本日の会議を開きます。
職務執行のため、議会事務局長を出席させております。
地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、
教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷、配付しております日程のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

7番 河本 猛 君

14番 竹仲良廣 君

の両君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

発言者各位におかれましては、通告外の質問や質問回数など、規定に反する質問は厳に慎んでいただくようお願いをしておきます。

それでは、順次発言を許します。

7番、河本 猛議員の一般質問を許します。

7番

議長。

議 長

河本議員。

7番

7番、河本。

おはようございます。河本 猛です。行政改革について質問をしていきます。

美浜町においては、ついに人口が九千人を割り込み、3月1日現在で8,985人となっており、人口減少・少子高齢化が加速しているような状況にあります。また、令和5年度当初予算の説明において、町税収入額の73.48%が原子力関係であると答弁があったように、財源の多くを原子力関係に依存しています。

財政力指数に関しては、昨年度に続き1を上回り、財政力は高く、

財源には余裕があると見なされ、地方交付税の普通交付税が不交付となる見込みです。

人口構成や財政状況など美浜町を取り巻く社会経済状況により、人的・財政的な経営資源の制約が強まる中であっても、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に維持していかなければなりません。

そこで、美浜町が将来にわたって持続可能で安定した行政運営を継続するために、町長が考える今後4年間の行政改革の基本方針について考えを伺います。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

ただいまのこの4年間の行政改革の基本方針につきまして質問をいただいたところでございます。本町の税収でございますけれども、美浜3号機の災害稼働に関連し、現在、恵まれた状況にありますけれども、これは一時的なものでありまして、これから大きく減少する見込みでございます。また、まちの産業や経済を取り巻く状況は、これは依然として厳しく、人口減少・少子高齢化が進んでいることから、税収の将来見通しは決して楽観できる状況ではございません。

こうした状況を踏まえ、本町では美浜町行財政改革大綱、これに基づきまして、社会情勢の変化や多様化、複雑化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応すべく、持続的な行財政運営に努めてきたところでございます。2期目につきましても、こうした視点に立って、将来を担う人材の育成、持続可能な行財政の運営、健全な行政組織の運営、情報化の推進を基本方針といたしまして、行財政改革に取り組んでいく所存でございます。

また、行財政改革を機能的に進めるためには、実行と検証を繰り返すことで効果的な取組への醸成に努めるとともに、実務者であります職員一人一人が危機意識を強く持ち、身近なことから一つ一つ実践していくなどの意識改革や職場環境の醸成についても取り組んでいきたい、このように考えているところでございます。

7番
議
長
7番

議長。

河本議員。

当初予算の事業の中に、美浜町職員人材育成事業の予算があった

ようにですね、人材を財産の財を宛てた人財としてとらえ、積極的に人材育成への投資を行うことは重要であると私も考えております。職員は行政サービスの要であり、行政を運営する原動力です。時代の変化とともに町民の要求は多種多様化・高度化しており、町民要求の課題に対応するための政策形成能力を持った職員を育成することは、町民に満足してもらう町民目線の行政サービスを提供していく上で必然であると考えます。

人材の育成と確保、多様な人材が組織の中で能力を十分に発揮できる組織体制を整備するための取組をどう考えているのか、町長の考えを伺います。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

人材の確保と組織体制についての質問をいただいたところでございます。限られた財源と人員で効率的かつ実効性のある行政運営を進めるためには、職員の人材育成や組織体制の整備は、これは重要である。このように考えているところでございます。そのため、本町では、美浜著人材育成基本方針に基づき、優秀な人材の確保、職員の能力を高める、職員の能力を活かす、これを柱とした人材の育成に取り組んでいるところでございます。

引き続きこうした視点に立って、積極的に人材育成に力を入れていくとともに、職員の能力を生かす職場環境づくりはもとより、仕事の源泉となります地域愛の醸成についても進めていきたい。このように考えております。

また、多様化する政策課題や住民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、総合調整機能を持たせた横連携体制の構築、組織や所掌事務の再編成など、効率的な実務につながる組織体制の見直しも随時取り組んでいきたい。このように考えているところでございます。

7 番
議
長
7 番

議長。

河本議員。

人材の確保という面では、実は議会も同じでありまして、議会は2度の無投票を経験して、町民の無関心層の広がりを実感して、議会の活性化や議員の成り手不足対策など、今、様々な協議を続けているところではありますが、有能な人材を確保する、議会で言えば、

有能な立候補者が出てくる環境を整えるということになるんですが、そのことは容易なことではないということを感じています。

仕事としてのメリット、デメリット、価値観であるとか給料、人それぞれに抱く考え方があるわけですが、そもそもですね、仕事に対するモチベーションや所属する組織に魅力がなければ有能な人材の確保は難しいと思います。

例えば議会の仕事も、町民から「議会は何をやっているのか分からない、議員の活動が見えない、無駄な議員いる」などと批判ばかり受けているとですね、議会に対する魅力を感じなくなりまして、人材である立候補者や議員の成り手も集まらなくなります。

私としては、議会の仕事を町民に見てもらい、評価を受けることが、自身のモチベーションにもつながっているわけですが、議会を見て評価するという機能が今、不十分なので、私自身はSNSなどを通じた発信で何とかモチベーションを維持しております。仕事は、一般的に見て誰でも思うことなんですが、この誰も見ていない、評価もされない仕事っていうのは非常に辛いものです。

行政職員が十分な能力を発揮するためには、やはりそのモチベーションの維持・向上が不可欠で、その一端に人事評価があります。人事評価を通じて職員が個性や特性に応じてやりがいを感じながら活躍できる環境を整えることが町行政の組織的なパフォーマンス向上につながると考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

優秀なこの人材を確保する。それからそれを育てるという意味で、いろいろ御意見を頂戴したところでございます。しっかり、おっしゃったとおり、職員のモチベーションを高めるっていうことと、これについては人事評価っていうのもその手段の1つではございますけども、私はいつも申し上げてますとおり、まずはその仕事に向き合って、自分が何のためにこの仕事をしているんだということを職員一人一人が意識を持つこと、それが大きなモチベーションにつながるというふうに思っています。

まちのために、地域の人のために我々はこうするんだと、そういう思いをしっかりと抱いていただくことがですね、おっしゃったモチ

バージョンの醸成にもつながりますし、これから職員に求める、そういったモチベーションにもつながる。そのように思っております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 職員が個性や特性に応じて、やりがいを感じながら活躍できる環境により組織的なパフォーマンスを向上させることは町民の利益にもつながることなので、人事評価をしっかりと人材育成に生かす取組を今後も続けていってほしいと思っております。

今、地方創生の取組が大分進みまして、地方自治体は自らの判断で行政施策を推進する自主自立性が求められています。将来にわたり安定的な行政運営を行うためには、経営資源の1つである財源を積極的に確保するっていう必要があります。

敦賀市の渕上市長は、原子力関係からの財源確保が厳しいときにふるさと納税の制度を活用して大きな財源確保を成し遂げました。私も直接話を聞く機会がありましたが、原子力関係からの財源確保が難しいときに財源確保ができた、大きな成果を上げたことに非常に誇りを感じました。

町長は財政確保についてどのような展望、施策を考えているのか、伺います。

町 議長。

議長 町長。

町 財源確保の展望、そのための政策についての御質問をいただいたところでございます。

活力あるまちづくりを進めるためには、地域力や地域資源を生かした人づくり、地域づくりを進めることが重要でございまして、そのための自立、安定した財政基盤の構築が重要である。このように考えているところでございます。

本町では、持続可能な収益性の高い農林水産業の振興や企業及び経営基盤強化の支援、企業誘致等による商工業の振興、新幹線時代を見据えた観光の振興及び若者世代の移住・定住等の促進に取り組んでいるところでございまして、こうした施策をしっかりと推進することで安定した税収確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税につきましても、これは重要な財源の1つで

あるというふうに考えておりますし、地域に活力を与える有効な制度と捉えており、中間業者のノウハウを生かした取組や魅力ある返礼品の開発、供給力の増強等に努めることで増収につなげていきたい。このように考えているところでございます。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 昨年、産業厚生常任委員会の視察研修で滋賀県の竜王町に行っただんですが、竜王町の町長もふるさと納税の制度を活用して財源を増やすように、リーダーシップを発揮して担当課に様々な取組を支持しています。三井アウトレットパーク滋賀竜王に設置されたふるさと納税自動販売機も話題性や窓口を広げる取組の1つとして挙げられていましたが、まちが財源を増やすための取組として、やはりしっかりとしたチャレンジを行っていただきたいと思います。

これまでも町長がリーダーシップを発揮して担当課に指示をして行わせている施策というものがあつたと思いますが、実はその部分についてというのは何か見えにくいと感じております。町長がリーダーシップを発揮している施策事業、選んだ町民や我々議員も特別の関心を持っているので、そういった政策を分かりやすく打ち出していく必要があると思うんですが、町長、どう思いますかね。

町 議長。

議長 町長。

町 長 まちの振興のためにいろんな施策を推進をしております。これは我々行政サイドだけでは実現しえないものもたくさんございます。そういった意味で、議員おっしゃったように、施策の内容・目的、これをしっかり町民の皆さんに知っていただくための努力が必要と考えておりますので、そういったことをしっかりこれからも周知をする、目的を知っていただく、こういった取組もしっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 行政運営では、職員の一人一人が経費節減を意識して、真に必要な事業を見極め、最小の経費で最大の効果を上げることが重要とされています。

令和5年度当初予算で計上されていたRPA事業、ロボスティック・プロセス・オートメーションは、事務系の定型作業を自動化・代行するシステムの運用費用ですが、事務事業の改善・効率化による歳出の最適化について、これまでの取組や今後の方向性について、町長の考えを伺います。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

事務事業の改善・効率化により歳出の効率化についての御質問をいただきました。

町民ニーズに即した、最適な行政サービスの提供が歳出の最適化であり、ひいては歳出削減にもつながるものというふうに考えておりました、こうした目的に沿った美浜町行財政改革大綱に基づき、今、施策を推進しているところであります。

その視点は、行政の構成要素であります人と制度、体制の改革、それを支える財政や情報システムの改革を、これは柱とするものでありまして、まちづくりの推進力となる行政力の強化に向け、職員の意識改革と人材育成、適正配置や事業の適正化に努めてきたところであります。

具体的には、職員のスキルの向上と意識高揚を図るための先進地視察や実務研修の実施、住民ニーズや社会情勢の変化など、行政課題に的確・柔軟に対応するための機構改革、限られた行財政資源の有効活用に向けた事業の選択と集中の徹底などに取り組んできたところでございます。

引き続き、持続可能な行財政運営を進めるため、行財政改革にしっかり取り組んでまいります。

7 番
議
長

議長。

河本議員。

7 番

これからの時代、デジタル技術の発展とともに業務内容が抜本的に変わっていくと思います。総務省のホームページを見るとですね、BPRによる業務改革の効果把握の状況についてというファイルがあります。BPRとはビジネスプロセス・リエンジニアリングの略称で、横文字って本当に非常に分かりにくいんですけど、業務や組織の抜本的な見直しを行う取組を指しています。

B P R は、デジタル技術による変革や働き方改革に効果的ということで、先駆自治体の事例などが挙げられています。B P R と業務改善の違いは、見直す目標と範囲に違いがありまして、B P R は新しい方法を検討し一気に全体を変える。組織全体を対象とし、根本的から変えることを言います。

一方で業務改善は、既存のやり方を維持しつつ、部分的に少しずつ変える。各部署を対象とし、個々のやり方やプロセスの一部を変えるということを言います。美浜町はB P R についてどのような取組、考えをもっているのか、伺います。

町長
議長
町長

議長。

町長。

美浜町のB P R についてのお尋ねをいただきました。本町の行革体系に示すとおり、限られた財源と人員で効率的に業務を進めるためには、前例踏襲の業務遂行にとらわれず、B P R の手法等を活用した業務プロセスの見直しを図ることは大切であるというふうに認識をしております。

B P R を効果的に推進していくためには、既に先行している自治体もあると、このように聞いておりますけども、本町の実情に即した最適な住民サービスにつなげる必要がございますので、様々な観点からの導入の可能性を含め検討する必要がある。このように考えているところでございます。

7 番
議長

議長。

河本議員。

7 番

本定例会の議案で、令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）の中でB P R 推進事業委託料が390万円減額されています。これは予算よりも安く事業を執行できたことによる減額補正なのか、事業そのものをやっていないのか、その減額の理由というのは何なのでしょう。

総務課長
議長
総務課長

議長。

総務課長。

ただいまの質問、予算の減額について回答させていただきます。

町では、令和4年度の予算におきまして、予算要求資料作成に係ります業務効率を図るため、B P R の視点を取り入れた財務会計シ

システムの改善に取り組みたいという考えでございました。しかし、財務会計ですか、そういったシステムの大幅な改善を図るにはシステムの研修と複数のシステム改修が必要だということで、全改善を今年度ではちょっと無理かなということで一部改修を見送りをさせていただきます。そういった関係で事業費の一部を減額させていただいたということでございます。

今後についても、様々な観点からBPRの手法を取り入れた、そういった業務改善を図っていきたいと考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 デジタル技術による変革や働き方改革に効果的ということになりますと、やはり新しい方法を検討し、一気に全体を変える、組織全体を対象として根本から変える、このBPRというものは避けて通れないのかもしれませんが。

一気に全体が変わると、変化に対応できなかつたり取り残される町民ができるかもしれないということで、高齢化が進む自治体では慎重な判断が迫られるわけですが、議会としても、議員としてもですね、このBPRの内容については注視していかなければならない課題なので、BPR推進業務については議会の丁寧な説明と情報共有を図っていくべきなんじゃないかと考えるんですが、行政の考え方を伺います。

総務課長 議長。

議長 総務課長。

総務課長 おっしゃるとおり、BPRを取り込む場合ですと、住民サービスが大きく変わる場合、それと役場内の事務事業が変革で改革する場合、それと両方、住民サービスと役場の業務、2つを兼ね備えた改革というのがあるかと思えます。

特に住民サービスを変える仕組みですね、そういったものをしようと思えますと、十分な検証を行って、住民に混乱を招かないような、それと事前周知も必要と思えますので、取組については当然、議会の皆さん、議会のほうにも相談させていただきながら進めたいと考えております。

7 番 議長。

議 長
7 番

河本議員。

現在、全国の市町村数は1,724自治体ある中で、令和4年度に地方交付税の普通交付税が不交付になっている市町村は72団体しかありません。財政力指数が高いからといってですね、公共施設をはじめとした財産の適切な管理運営をおろそかにすることはできません。

私は、道の駅やレイクセンター、電池推進遊覧船の事業に反対してきましたが、それらの開業が迫る中ですね、改めて公共施設をはじめとした資産の適切な管理運営について、町長、どのように考えているのか、考えを伺います。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

公共施設等の適切な運営管理についての御質問をいただいたところでございます。

町の公共施設の管理運用に係ります財政負担の軽減、平準化及び持続可能な住民サービスの提供を目的として策定いたしました、町の公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な視点で施設の更新・統廃合・長寿命化に計画的に取り組んでいるところでございます。また、施設のLED化や断熱、空調システムの効率化など、省エネルギー対策を積極的に進めることでランニングコストの低減に努めるとともに、基金の積み立てや補助事業の活用など、合理的かつ効果的な公共施設のマネジメントに取り組んでいるところでございます。

間もなく開業いたします道の駅やレイクセンターの管理運用は指定管理者に委ねることになりますけれども、町の活性化に大きな波及効果をもたらすよう、専門機関によります事業検証に基づき、合理的かつ効果的な管理運用がなされるよう、指導や監視をしっかりとしていく所存でございます。

7 番

議長。

議 長

河本議員。

7 番

財政力がやはりありますから箱物の維持もできるわけなんですけど、道の駅やレイクセンターの開業によって、これからその箱物が町民の利益になっているかどうか厳しく問われることになります。

その施設とか箱物は指定管理者によって運営されるわけですが、そもそものコンセプトや開業・運営に至るまでのプロセスは、執行側の行政、それを認めてきた議会にも大きな責任があります。

私はその財政力の高さを、箱物の維持ではなく、町民福祉の向上にもっと財源を回せると考えておりまして、美浜町の財政力からすれば美浜町民はもっと充実した公共サービスを受けられるのではないかと考えています。原発立地地域において、かつてはその財源を住民の福祉の向上に使うことが施策の中心に置かれてきましたが、最近では経済・商工観光が中心で、住民の福祉の向上が忘れ去られているような状況に見えます。箱物から町民へ、町民は町民の福祉の向上を中心とした町長の施策に期待していることを申し上げておきます。

町長は公約としてまちづくりということを大きな柱として掲げられています。今やまちづくりを担うのは行政だけの仕事ではなく、行政と多様な住民主体が連携・協働することで、町民が安全・安心で健康で暮らし続けることができるまちづくりができると思います。

議会は、町民で選ばれた議員で構成する町民の代表機関の一翼で、町民主体の一角として行財政運営のチェック機能と政策立案能力が求められています。議会以外にそのような役割を求められる町民主体はありませんが、行政はそれぞれの町民主体の特徴を生かして、力を合わせて住民福祉の向上・公共サービスの向上を図るべきだと考えます。

町民と行政が地域課題など情報を共有して、連携・協働していくことについて、町長の考えを伺います。

議長。

町長。

町民と行政が地域課題などの情報を共有して、連携・協働していくことについての御質問をいただいたところでございます。まちづくりは施策の充実さはもとより、その実現に向けた強力な推進力が不可欠でございます。その1つが町民の皆様の地域力であるというふうに考えてございまして、私は町長就任当初より、町内の全集落に出向き、まちや地域の課題をお互いに共有する機会の確保に努めてきたところでございます。こうした機会を契機に、それぞれの地

町
議
長
長
町
長

域で地域課題について話し合い、その解決に向けた集落元気プランづくりが地域力の芽生え、活動の指導につながる有効な手段の1つというふうに考えているところでございます。

現在では、佐柿区や菅浜区で地域活性化のための法人が立ち上がるなど、地域課題解決のための自主的な活動が始まっており、これまでの取組に対し、少しずつではありますがありますけれども成果が見え始めているところでございます。就任2期目におきまして、これまでの成果を踏まえ、住民と行政が地域課題を共有する場づくりを進めることで住民の地域愛を育むとともに、住民と行政の協働によるまちづくりをしっかりと推進していく所存でございます。

7 番 議長。

議 長 河本議員。

7 番 かつては、議会が町民主体と行政をつなぐ役割を果たしていた部分が大きかったんですが、近年は行政が直接、町民主体と連携・協働していくことが多くなりまして、町民主体からすると、行政と関わりが増えた一方で、議会の必要性を感じないぐらい議会が遠い存在になっています。行政は各分野の多様な町民主体から直接要望を聞き取ったほうが住民ニーズを的確で早く把握できますし、多様な町民主体も直接行政に要望を届けたほうが的確で速く実効性があります。

行政改革の中で町民と行政が地域課題などの情報を共有して、連携・協働してまちづくりを進めていくということはとてもよいことなんですけど、町民と行政の連携・協働が進むほど、町民からも行政からも議会は蚊帳の外に置かれていくっていう傾向が強まります。行政改革が進む一方で我々議会側の改革が遅れておりまして、町民との連携・協働が十分に取れる環境が整備されておりません。

現状、町民主体からすれば、行政は近い存在で、議会は遠い存在になっていて、議会にとっては非常にバランスが悪い状態なんですね。それは議会が使える予算にも限りがあるからでありまして、行政が町民と連携・協働していくまちづくりを進めていくのであればですね、別の機関である議会も、行政を上回る町民との連携・協働を強化していく環境を整備したいと。こういう思いがあるということとは行政側も認識しておいていただきたいと思います。

行政の透明性と情報発信については、行政ホームページやMMネットの行政チャンネルで放映されておりますが、議会に関しては、定例会開会日の町長の提案理由、一般質問、最終日の委員長報告しか放映されず、町民は詳細な説明を受けている委員会の状況や議案に対する討論・採決は見られない状態にあります。また、放映される部分も繰り返し見られる環境にはなく、2回の放送日程を逃したら見られません。

現在、議会は議場の音響システムやモニターなどの議場システムの検討をしていますが、大きな予算をかけて議場システムを導入しながら、町民に対する議会の見える化が進まなければ、使った費用は無駄になります。

1月29日に開催した「議会と語ろう会」のアンケート調査では、「本会議や委員会のライブ放送、録画動画をネットに配信するべきですか」という設問に、ネット配信するべきが62%と一番高く、どちらでもよいが15%、分からないが15%、必要ないが8%でした。また、「行政提出議案、議員発議、請願・陳情などの議会で使用する資料と同等のものを議会ホームページで公開するべきですか」という設問では、公開するべきが69%と一番高く、どちらでもよいが23%、分からないが8%、必要ないが0%でした。「議員は一般質問をするべきですか」という設問では、するべきが100%、どちらでもよい、しなくてもよい、分からないはそれぞれ0%でした。

議会と語ろう会のアンケート調査からすれば、議会の見える化などの議会改革に寄せる町民の期待は高く、議会における審査内容、行政の説明、答弁、資料を、町民はライブ放送やネット配信で見られる環境を求めています。一方で、「議員定数の削減は必要な理由は何ですか」という設問には、議員の活動が見えないから何をしているか分からないが46%と一番高く、無駄と思う議員がいるからが36%と、該当する項目がないが18%、一般論や分からないというのは0%でした。議会と語ろう会のアンケート調査からすれば、議員の活動が見えないのは、現状、議会そのものが町民に見えてないからだと考えます。議会が町民に見えず、議会への批判が強いということは、行政の施策や内容についても町民には見えていないの

ではないかというふうに考えます。

ライブ放送やネット配信など、議会の見える化は議会の課題であり、議会で繰り返し検討はされていますが、定例会における議案の提出者である行政の協力がなかったら、町民が求めるような議会の見える化は進みません。議会人としては、議会改革が行政改革の一番の近道であると考えておりますが、議会の見える化は行政にとっても、行政の透明性を高め情報発信の強化につながるものだと私は考えております。

既に全国的な自治体議会では導入が進んでいる、議会のライブ放送、録画動画のネット配信など、議会の見える化が行政の透明性を高め、情報発信の強化につながるということについて、町長はどのように考えるのか、考えを伺います。

町
議
長

議長。

町長。

議会の見える化についての御質問をいただいたところでございます。

議会の見える化につきましては、議会活動の情報発信にこれはとどまらず、住民自身がまちの取組や現状・課題について理解を深めていただくとともに、自分事として捉えるきっかけとなりまして、住民の自主性、主体的な地域活動につながる効果も、これは期待できると考えているところであります。

こうした議会の見える化につきましては、提示をする手法や範囲、形式など、まずは議会で御議論をいただくことが先かなというふうに考えておるところでございます。

7 番
議
長

議長。

河本議員。

7 番

町民に直接選挙で選ばれる14人の議員で構成する議会ですから、議会改革が行政改革を進める原動力になりたいという思いがあります。現状は、行政改革には遠く及ばず、町民との連携・協働の取組については行政側に大きく差をつけられているようなところではあります。

地方自治体は執行機関の行政と議決機関の議会が車の両輪に例えられます。行政と議会がそれぞれの使命によって対等な立場に立って議論し合いながら、町民のために町政の実現を目指していくと、

努力を議会側もしておりますが、果たして町民には議会が車の両輪の一方に入っているように見えているかということがやはり疑問でありまして、町民には行政の一輪車に見えているのではないかというふうに考えることもあります。

町長は時代の変化に対応した難しい行政改革が求められる4年間になると思いますが、町民にとっては利用しやすい、優しい行政改革を進めていただきたいと思っておりますし、議会改革の要求に対しても、予算化については真摯に向き合っていただきたいと申し上げておきます。

次に、町長の公約について質問していきます。町長の公約の中に、住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくりがあります。政治というのは多数派・少数派に分かれます。そして社会や日常の暮らしの中でも多数者と少数者が共存しています。町長は多数の支持を受ける多数者側にいますが、政治は多数者の寛容な姿勢によって少数者の保護が実現するものだとは私は考えております。私を取り上げる政策課題というのは、障害者・子供・貧困など、手話言語条例や子育て、生活支援であったり、少数者の保護を実現する政策課題が多いわけですが、私自身、社会的弱者や少数者の代弁者であることを信条にすることが多いのかもしれませんが。

町長は多数者側にいるからこそ、寛容な政治姿勢によって少数者の保護を考えてもらいたいんですが、住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくりに、障害者や子ども、貧困、性的マイノリティは含まれるのか、伺います。

議長。

町長。

まちづくりに係る対象者に少数者と言われる方々が含まれるかどうかという御質問でございますけれども、住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくりでございますけれども、これは、多様性を認め合い人権を尊重する社会の実現が、これが必要であるというふうに考えております。

まちではこれまで20年以上にわたり、人権尊重啓発協議会など全町民の基本的な人権が尊重される社会の実現を目指す推進体制を構築し、官民挙げて強力で啓発活動等に努めてきたところでございま

町
議
町
長
長
長

す。また、第5次美浜町総合振興計画では、新たにSDGsの視点を取り入れ、「誰一人取り残さない」、これを理念とした持続可能なまちづくりや地域活性化への取組も進めているところでございます。以上です。

7 番 議長。

議 長 河本議員。

7 番 今、国は異次元の少子化対策を打ち出し、子育て支援に力を入れようとしています。また、統一地方選挙が迫り、子育て支援策を打ち出す立候補予定者も多くいます。今後の4年間で町長が目指す子育て支援について伺いたいと思います。

町 長 議長。

議 長 町長。

町 長 今後4年間で町長が示す子育て支援についての御質問をいただきました。現在、第2期美浜町子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、美浜ほっと子育て応援プロジェクト事業を展開し、まち独自の充実した子育て支援を行っているところであります。

国では、4月から子供を取り巻く行政事務を一元化することを目的とした子ども家庭庁を創設し、併せて子ども基本法が施行されるところでございます。こうした動向を踏まえ、本町でも安心して子どもを産み、育てられるよう、全ての子どもの成長ステージに合わせた、切れ目のない、きめ細やかで持続的かつ効果的な子育て支援サービスの提供と機動的かつ包括的に子育て支援施策を推進するため、全町横断的な連携や統合調整を担う体制の強化を図りたいというふうに考えております。

また、美浜で育つ子どもはどの子どもたちもみんなまちの宝でございます。保育園や学校、医療機関など関係機関との連携はもとより、地域や集落が一体となりまして子どもたちをみんなで守り、そして育てる社会環境づくりについても推進してまいりたい。このように考えているところでございます。

7 番 議長。

議 長 河本議員。

7 番 子育て施策に関しては世代間で考え方が大きく違いがあるようでして、一部の高齢者からは、子どもに甘すぎるとかですね、税金の

負担が増えるなどの反対の声があるようですが、若い世代からすると、今の年金制度を支えているのは子育て世帯を含む現役世代で、現状ではなかなか子育て施策が進んでいないということを実感しております。若い世代では、高齢者のほうが優遇されていると感じている人が多数おまして、町民の人口構造からしてもですね、高齢者が多数で、その意見も強く、閉塞感を感じている若者は多いと思います。

政治的にも高齢化が進む中で世代間対立はますます深まりそうなんですけど、多数派である高齢者が、地域社会として若者や子どもを支えていくという視点が必要なきに來ているんじゃないかと思うんですが、町長はどのように思いますか。

町
議
町
長
長
長

議長。

町長。

みんなでこの子どもを育てるっていう発想が、これは非常に重要だと思っています。日本全国の出生数も80万人を切ったというような状況がございますし、人口はまちづくりのバロメーター、活性化のバロメーターということでもありますので、これはこれから10年、20年、将来を考えたときに、子ども支援は必要であるということは、町民の皆様一人一人に御理解をいただいて、そういった思いの下で、先ほど申し上げましたけれども、集落地域で子どもを育てる、そういった子ども・子育て支援をこれからはもしっかり進めていきたいなというふうに思っています。

7番
議
長
7番

議長。

河本議員。

難しい舵取りを迫られる課題なんですけど、人口減少・少子高齢化の中で、昔の常識を今に引きずっていても現状の課題を打開することはできません。他の市町よりも充実した子育て、教育政策の分野から次の世代のまちづくりを担う子どもたちを育ててほしいと思います。

今回の定例会でも、地域愛を育む人づくり推進基金というものがありますけれども、地域愛を育み、自らを高め、夢を実現する人づくりに資することを目的とした教育施策の推進並びにその施策に関わる町内教育施設の整備及び改修に必要な基金を積み立てると

いうことの基金設立も議案として上げられていることからですね、やはり教育施策の分野から強くまちづくりを進めていただきたいと思います。

今、議会は、議場システムの導入に向けて設置業者の3者から機器の詳細説明を受けて検討を進めております。私は音声を手話に自動変換する機能があれば、聴覚障害者や高齢とともに難聴になっている方にも手話で議会の内容を伝えることができると思っております。設置業者の中には、音声を手話に自動変換する機能だけでなく、それをテキスト化もできる機能が備わるものがありました。デジタル技術はどんどん進化してるなと驚いているんですが、どの会社も、音声やモニターについて、聞き取りやすさ、色調などで障害者に配慮した機能を備えていることをアピールしていました。全国的な議会改革でも、障がい者に配慮した議場、傍聴席のシステム導入の傾向が強く、障がいのあるなしではなく、常に対応できるシステムを導入することが議会改革の主眼になっています。

無意識のうちに持っているかもしれない障害者へのイメージとして、障害者の方は家に閉じこもっているというようなイメージもありますが、障害者の方は、旅行もしたいし外食もしたいしレジャーもしたい、スポーツもしたい。健常者と同様に人間として当たり前の要求を持っております。障がいのあるなしに関わらず、誰もがその能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活をおくることができるような社会の実現を目指し、障がいのある人の対策を総合的に推進していくということは、行政機関としては当然認識して取組を進めていることだと思いますが、自治体DXの中でも、障がいのあるなしに関わらず、常に対応できるシステムを導入していくことが必要だと考えます。

体の不自由な方、難聴・色弱の方が利用しやすいシステムを導入することも、住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくりにつながると考えますが、町長の考えを伺います。

議長。

町長。

自治体のDXにおきまして、障害の有無に関わらずに対応できるシステム、これについての御質問をいただいたところでございます。

町
議
長

デジタルトランスフォーメーションを推進していく上では、多種多様な環境やニーズを踏まえて、全ての人がデジタル化の恩恵を享受できる、誰一人取り残さない取組を進め、住民の皆さんの幸福度を上げていくことが重要と考えております。

一方でデジタル技術の活用は、視覚や聴覚等に障害のある方のコミュニケーションや情報取得の支援、疾病等による理解や認知などの困難をカバーするという点で大きな可能性がございます。美浜町情報化推進計画にも示しているとおおり、単なるデジタル技術の導入ではなくて、それまで実現できなかった、新たな価値やサービスが創出される各分野での変革を図り、住民の幸福度を上げるという視点から、引き続き情報化社会を推進し、住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくりにつなげていきたい。このように考えております。

7 番
議 長

議長。

河本議員。

7 番

行政改革も議会改革もデジタル化を進めようというふうにしていますが、デジタル化は誰のためかという町民のためであるということをお忘れずに進めてほしいと思います。

昨年12月の一般質問で取り上げた手話言語条例について、今後の4年間で実現を目指す目標として町長の考えの中に入っているかどうか、伺います。

町 長
議 長
町 長

議長。

町長。

手話言語条例についてのお尋ねをいただきました。

手話言語条例は意義あるものとして条例制定に向けて取り組む考えは12月議会においてお示ししたとおりでございます。今、全ての町民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる、みんな支え合う地域福祉の実現が求められております。聴覚をはじめ、障がいのある方の情報取得やコミュニケーション支援を行うことは、みんな支え合う地域福祉の第一歩であることから、令和5年度当初予算に条例制定に係る検討委員会の経費を盛り込みまして準備を進めているところでございます。

手話言語条例を1つの契機とし、障がいの有無に関わらず、子ど

もから高齢者まで、誰もが健やかでぬくもりある地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 条例の制定から、システムの導入や支援制度、事業施策の実現、障害者の社会進出など、様々な分野への波及効果が現れるので、早期実現を期待しております。

次に、誰もが訪れたいくなる、住みたいくなる、応援したいくなるまちづくりについて、観光移住定住政策の充実が必要だと考えるんですが、どのような環境を整えたいと考えているのか、町長の考えを伺います。

町議長 議長。

町議長 町長。

町議長 私のまちづくりの施策の方向性の1つでございます、誰もが訪れたいくなる、住んでみたいくなる、応援したいくなるまちづくりに係る環境整備についてのお尋ねでございます。

こうしたまちづくりの方向性は、まちの活性化につながるまちづくり3つの柱の1つでございます、これまでの成果が大きな効果を生み出すことができるよう、しっかりと環境を整えていく所存でございます。

観光に関しましては、北陸新幹線敦賀開業を見据えまして整備をしてまいりました観光資源を十分に生かし、開業効果を広く受け止めるべく、誘客、足の確保、おもてなし、周遊滞在につながる、有機的に機能する一連の環境を整備することとしております。

具体的には、機能的な体制を構築いたしまして強力な観光誘客を展開いたします。また、広域バス・コミュニティバスなど、お客様の足、二次交通手段を確保いたします。そして、きれいな海、道路環境の美化、接客など、おもてなし環境を整備するとともに、宿泊環境や食の魅力を充実、周遊滞在型観光を推進していくことで大きな誘客効果を図っていきたいというふうに考えております。

また、移住・定住に関しましては、若い方々の転入の促進、転出の抑制を、これを主眼といたしまして、若者の魅力につながる環境整備をいたします。具体的には、新規分譲地、それからスマートタ

ウンなど、若者に支持される住環境を整備いたしますし、子ども・子育て施策の推進体制を強化することで支援策を充実・強化していきたいというふうに考えてございます。併せて、若者に魅力のある回遊性に富んだにぎわいゾーンをさらに機能を充実してまいりたいというふうに考えてございます。

そして、町民の皆様が住んでいることに幸せと誇りを実感できる思いに満たされまして、まちの経済を支える地場産業がしっかりと根付き、活気あるまちであれば移住・定住へのインセンティブにつながり、相乗効果的に目標の達成につながる。このように考えているところでございます。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 移住・定住には安定した仕事や収入が必要となりますが、町長の公約である夢と希望、活気あふれる産業を育むまちづくりが重要だと考えます。若者・女性・子どもたちが夢と希望を持ち、自立した生活ができる環境をどう整えるのか。育む産業とはどのようなものかを、町長の考えを伺いたいと思います。

町 議長。

議長 町長。

町 議長 この御質問も私のまちづくりの柱、夢と希望、活気あふれる産業を育むまちづくりについての御質問でございます。

自立・安定した生活は、これは誰もが望むところでございまして、まず、個々の努力と就業意欲はこれはお持ちのこととございますけど、安定した収入を得られる雇用や就業環境を整えることも必要であるというふうに考えてございます。町では、その一環といたしまして、農林水産業や商工業の振興や活性化、企業誘致などに取り組んでいるところでございますし、新たな園芸農業の導入など、力強い農業、儲ける農業の育成や就農支援、水産資源のブランド化によります高付加価値化など、既に進めているところでございます。

また、商工団体と連携した起業支援や経営安定支援にも努めており、北陸新幹線敦賀開業を契機といたします交流人口の拡大は地場産業への波及効果につながるものというふうに考えているところでございます。引き続き、まちの経済や町民生活に直結いたします地

場産業の振興に努めていく所存でございます。

7 番 議長。

議長 河本議員。

7 番 大分、町長の大きな施策に対して具体的な考えというものがだんだんイメージできるようになってまいりました。

経済圏で言えばですね、敦賀市が非常に大きな位置を占めております。美浜町は暮らしの面で敦賀市よりも充実した子育て・教育が受けられる、子育て・教育環境に優れたまちとして、敦賀市のベッドタウン的な構想を持ってまちづくりを進めることも必要だというふうに私は考えております。

多様化する町民意見に対応していくことは大変かと思いますが、私も町長や町行政と議論を深めることで、よりよい町政を目指しております。今後もお互いの立場で議論を深め、町民のためのよりよい町政を実現していきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、河本議員の一般質問を終わります。

次に、6番、梅津隆久議員の一般質問を許します。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 6番、梅津。

それでは、今回の定例会の最後の質問となります。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

3月の13日、昨日、新型コロナウイルス対策のマスク着用が、国内外を問わず、個人の判断にゆだねられるということが位置づけられました。また、季節性によりますインフルエンザ同様の感染症上の位置づけということで、5月の8日からコロナウイルスは5類に引き下げられるということの見解も出ております。1日も早いコロナ禍に気をつかうことのない日々が来ることを望みたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、体験型観光の受け入れ体制の充実ということで質問したいと思います。まず第5次美浜町総合振興計画、後期の基本計画の中で、本町の産業特性を生かした四季型観光を目指し、トレッキングコース、サイクリングコー

ス、サイクリングロードの整備や古民家再生等を進めるとともに、はあとふる体験事業の推進として体験型観光の充実を図るとの目標を掲げ、頑張る地域の活力はまちの発展につながるものであると町長は述べられている中で、私の区では合同会社わくわく協働体の設立やハーブ・レモン園の立ち上げ栽培、それから炭焼き体験等を積極的にやっております。

体験型事業を実践中ですが、休耕田を活用したハーブ・レモン園及び、中山間地にあります炭焼き体験場所には、全くトイレがございません。トイレがないことからお客様に不便を与えているという、誘客に支障をきたしているということが発生しております。

そこで、地域の課題といたしまして、この2か所の場所にトイレの必要性について質問したいと思っております。まず1点目、ハーブ・レモン園につきましては、制圧道路付近に上下水道の本管が来ております。本管から越路川沿いに約六百メートルの配管敷設工事と園の付近に水洗トイレの設置が必要不可欠と考えております。高額な予算措置が必要かと思いますが、体験型観光の充実として行政はどのように考えているのかをお伺いいたします。

議長。

町長。

ただいまの体験型観光受入れに関わります対策の充実について御質問をいただきました。

本町におけます体験型観光、いわゆる教育旅行でございますけれども、町内の様々な分野の皆様方の御理解と御協力をいただき、平成16年から事業を開始し、関西方面を中心に毎年述べ三千人から四千人を超える中高生の体験を受け入れてきたところでございます。しかし、4、5年前には二、三千人程度に落ち込むなど、事業の継続が懸念されるような時期もございましたけれども、関係者の方々の創意工夫と御努力により、昨年度は四千人台を回復、本年度はこれまで最高の8,400人を超える利用があったというふうに報告をいただいております。改めて関係者の皆さんの活動に敬意を表するとともに、本事業は美浜の人となりや景観などの魅力はもとより、一次産業の重要性とすばらしさを知っていただ

町議
町長

く上でも本当に有効な事業と考えていることからですね、引き続き、関係者の皆さんと意思疎通を図りながら必要な取組を進めていく所存でございます。

今回、個別事項についてお尋ねをいただきましたので、これにつきましては関係課長からお答えをさせていただきます。

観光戦略課長
議 長
観光戦略課長

議長。

観光戦略課長。

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

ハーブ・レモン園付近に水洗トイレの設置というお尋ねでございますが、御指摘のとおり、体験型観光の充実は美浜町総合振興計画の主要施策の1つでございます。また、まちとしては、その推進を図るためにはあとふる体験の推進母体となる一般社団法人COLORSプラス対し支援を行っております。

観光施設のトイレは、観光客のおもてなし環境としては大変重要であると認識しております。今後、まちや関係団体と各々の役割分担を明確にしながら、体験型観光受入れ施設の今後の展開ですとか、今後の受入れの計画などをお伺いしながら、検討してまいりたいと考えております。

6 番
議 長
6 番

議長。

梅津議員。

今、観光戦略課長からの、将来ちょっと希望の持てる答弁をいただきました。やはりトイレのないのは観光受入れが全くできないという状況でございますし、衛生面でもいろいろと問題がございます。ぜひともひとつ早急に検討していただきますよう期待したいと思っております。

それからもう1点は炭焼き体験施設についてでございますが、これは中山間地にある施設で、これもトイレもなく、小中高の生徒が来ていただいて、我々、受入れしておるんですけども、女子生徒が中に入ってきてますと非常に不便さを与えております。トイレのないというのは非常に今、苦痛でございます。

それです、私の実績では、令和4年度は大体、今、町長がおっしゃった受入れの1割程度、この炭焼き体験に来ていただいたという形の実績が上がっております。

体験型観光事業を推進するまちの考えから、施設付近に簡易浄化槽のトイレの設置、もしくは、活用頻度から見れば、当然、冬場は何も使わないということになりますので、そういった管理面から見まして、多様性のあるトイレカーというものを導入して配備できないかというふうに考えております。トイレは絶対必要不可欠でございますので、できればトイレカー的なものを設置してはどうかと考えておりますので、行政としての考えをお聞かせ願いたいと思います。

観光戦略課長
議 長
観光戦略課長

議長。

観光戦略課長。

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

炭焼き体験施設付近のトイレのお尋ねでございます。こちらにつきましても、先ほどのハーブ・レモン園のお答えと同じになってしまうんですけれども、今後、まちや関係団体など、各々の役割分担を明確にし、体験型観光受入れ施設の今後の展開や受入れの計画などをお伺いしながら、検討してまいりたいと考えております。

6 番
議 長

議長。

梅津議員。

6 番

今、答弁がございましたように、そのトイレの建設っていうのは非常に莫大なコストもかかりますし、維持管理も大変ということで、できれば、私の考えですけれども、トイレカーみたいなものを購入していただければ、いろんなイベントにも移動して使えるということもございますので、その辺をひとつ導入する方向で考えていただければいいのかなと思っております。何かトイレができることを期待したいと思っております。

次、質問に入らせてもらいます。海岸道路の景観保全についてということで、第5次美浜町総合振興計画後期基本計画、観光の充実として、三方五湖、敦賀半島西海岸、新庄山里ゾーン魅力アップ事業推進に加え、新たな町長の施策として地域愛溢れる豊かなまちづくり、3つの柱と推進力の1つである、誰もが訪れたいくなるまちづくりとして、美しい海・浜や道路景観保全を接客意識の醸成として達成すべく取り組んでいただいているところでございます。

ところで、美しい海・浜については、定期的な応援クルーや地元

住民、原子力事業者及びシルバーでの漂着ごみの回収作業は現状では定着してまいりましたが、観光生活道路及び制圧道路のバックアップ道路であります町道白木線、北田口から水晶浜までの約10キロ区間の維持管理について質問いたします。

1点目、町道白木線は急傾斜地体で、のり面、山頂からの落石が多く、時間とともに防護ネットに落石がたまり、側溝や路面にも落石が放置されております。万一、このネットが破損すれば重大事故にもつながることから、安全確保と道路景観保全の抜本対策をどうまちとしては考えているのか、お伺いいたします。

議長。

土木建築課長。

この件に関しましては、私のほうから御回答をさせていただきます。

来春予定の北陸新幹線敦賀開業や、県が進めます若狭湾サイクリングルート of 整備によります観光客の増加が今後見込まれる中、美しい自然景観を観光の柱とする本町におきまして、個々の観光スポットだけではなく、そこに至るまでの道路を観光道路として一体的に美観活動を図る必要があるというふうに考えております。

特にまちでは美しい海の景色を楽しむことができる道路、町内の主要な観光地を結ぶ道路を観光おもてなし道路と位置づけまして、本年度の予算におきましてもおもてなし街道魅力アップ事業を新規に創設するなど、町独自のおもてなし施策として魅力ある道路景観の保全に力を入れているところでございます。

町道北田菅浜線におきましては、令和元年9月に崩壊堆積土砂の除去、路面の補修、支障木の伐採など、県道の引受けに係る対策工事について県へ要望を行いまして、これらの対策工事の完了を確認した後、令和3年4月1日に引き受けをいたしたものでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、町道北田菅浜線の弁天崎付近の東側道路のり面は特に急斜面でございまして、のり面・山頂からの転石が防護ネットに堆積するなど、これまでから現場状況を確認しながら転石等の除去を行ってはまいりましたが、今後は除去工事と併せまして、利用者の安全が確保できる取組を進めていきたいというふうに考えております。

土木建築課長
議 長
土木建築課長

当面の間、現場パトロールの回数を増やすなど、監視体制を強化するとともに、豪雨時など、のり面崩壊等の恐れが生じた際には、県の管理基準を参考に、通行止めなどの法的規制を速やかに講じるなど、道路管理者として適切に判断し対応していきたいというふうに考えております。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 これもう、ここの崩壊はですね、毎年毎年、雪解けが終わると必ず落下ということの現象が出ております。そういうことで、この抜本対策ということ、何か完全にコンクリートで遮蔽をしてしまおうとか、何か抜本的対策を考えなきゃいけないのかなど。そうしないと、今、土木課長から答弁ありましたように、落下すればまた直す、落下すれば取るというふうな、これの繰り返しがずっと続いておるわけなんですね。ということは全然抜本にはなっておりませんので、できたら、県や国の予算も導入して抜本対策、コンクリート壁にするとかいろんな措置を講じていただければということで、期待したいと思います。

それから次、2点目でございますが、ガードレールの損傷とか劣化が非常に激しい箇所がございます。赤さびで放置されて、お客さんに対しては見栄えも悪く危険でもあることから、早急に取替え・修理を公安委員会のほうに交渉していく考えはないのか、お聞きいたします。

土木建築課長 議長。

議長 土木建築課長。

土木建築課長 こちらも私のほうから御回答させていただきます。町道に設置されております、損傷や劣化により修繕が必要となりましたガードレールにつきましては、道路管理者が施設の修繕を行うということになってございます。本道路は、観光おもてなし道路として重要な路線でもございますので、現地の状況を確認をいたしまして、危険な箇所から今後適宜対応を行っていきたいというふうに考えております。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 次、続きまして、路面の陥没とか、アスファルトにひび割れが非常に多く、通行に危険な箇所が最近多く見られます。また、見栄えも悪く、センターラインの劣化が激しいことから塗り直し等の処置を早急にやって、安全確保と接客意識の醸成を実現していく考えはないのか、お聞きいたします。

土木建築課長
議長

議長。
土木建築課長。

土木建築課長

路面の陥没やアスファルト舗装のひび割れにつきましては、通行に危険な箇所から、財源を確保しつつ計画的に対応を行っているところでございます。また併せて、センターライン等、不明瞭な区画線の引き直しにつきましても、優先順位を付けて、こちらも計画的に対応しております。日々、通行車両の安全確保と走りやすい道路を目指し、町道の維持管理のほうを行っているところでございます。

6 番
議長

議長。
梅津議員。

6 番

では、計画的に進めていただけることを期待しておきます。

次ですが、道路周辺の草刈りやのり面の雑木等は年2回程度は実施されていると思いますが、小まめな除草と、ガードレールから海側の雑木とか除草を確実に施行していただきますよう、景観確保の観点から、契約事業者の指導と予算の充実を図って改善していく考えはないのか、お聞きいたします。

土木建築課長
議長

議長。
土木建築課長。

土木建築課長

観光おもてなし道路につきましては、ほかの路線と比べ、草刈りや雑木等の伐採を重点的に今実施をし、きめ細やかな道路の維持管理を行っているところでございます。道路の草刈りや雑木の伐採につきましては、状況を見ながらシルバー人材センターや業者に委託をして年2回程度実施しておりますが、海岸側の草刈りの頻度が雑草等の生育に追いついていないのが現状というふうになっております。

今後は草刈りや伐採についても、道路を気持ちよく通行していただけるよう、時期を見ながら回数を増やしたり、作業を行うシルバー人材センターや業者の皆様にご指導も行ってまいりたいという

ふうにご考えております。つきましては、この新規事業を十分活用することで、これまで以上に誰もが訪れたくなるまちづくりの実現に向け、他の町道も含めまして道路景観の保全に努力してまいりたいというふうにご考えております。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 土木課長の答弁も期待しております。

それからもう1点ですが、街路灯ですね、これ防犯灯なんですけども、ナトリウム灯が北田の周辺から竹波の近くまでずっとございます。不点箇所との修理と設備管理をあわせて、照度向上のためにランプの付近の雑木の伐採も必要だと思いますけども、この伐採もタモの取替えのときにその維持管理の中に含めて伐採をやっていく考えはないのか、お聞きしたいと思います。

住民環境課長 議長。

議長 住民環境課長。

住民環境課長 この件について私のほうからお答え申し上げます。まちが管理しております防犯街路灯につきましては、電球の交換をする際などに照明の支障となる雑木の枝については伐採を行っております。しかし、葉の生い茂る時季、枝葉の成長が進むことで照度不足となる場所もあり、十分な対応ができていない箇所も出てまいりますので、今後とも不点灯箇所や伐採対応につきましてもきめ細やかに維持管理を進めてまいります。

6 番 議長。

議長 梅津議員。

6 番 ということで、会社のほうには指導していただき、伐採も含めてメンテナンスをやるようお願いしていただきたいと思っております。

それから、次は農業の振興について質問いたします。近年、米価の低迷やコストの増加により農業経営が厳しい中、担い手の減少、後継者不足・高齢化が進んでいる。また、企業の定年延長が進み、定年後、農業をするという人が併せて減少しております。今後さらに人口減少、少子高齢化により、産業全体で担い手不足が懸念されております。

そこで、私の区では農家組合において、昨年、農業を考える会を

立ち上げ、今後の農地利用について組員に現状の思いや考え方についてアンケートを実施しました。その結果、親世代は10年後には約75%の方が水田耕作をやめていくといった回答をしております。また、今の親世代に対する後継者に対しては、約87%が後継者はいないと回答しております。後継者がいない今後の対応としては、約65%の方は誰かに任せる、23%の方は地主に返す、耕作放棄するが約12%の回答がございました。ただし、現状の農地についての考えについては、大切な財産であると答えた人は約34%で、景観の保全は約15%となっております。

集落営農を継続して維持管理していく方策の1つとして担い手の問題解消を図ることを提案して、生産組織の設立が必要であるという人が約38%、大規模担い手への委託が約32%、その他農地の環境問題、施設の問題、施設というのは米にする施設でございますけれども、こういった施設の問題、機械の問題等が挙げられておりました。

将来、農地を守っていくための課題としては、私どもの区では、農地が約55町で、水稻面積が38町ございます。その農業組合等の法人化に向けての組織づくりと行政の支援を受けながら、継続可能なもうかる水田農業を確立させるという意見も出ております。ところがいまだにちょっとまだ鮮明にはなっておりませんが、今後、このアンケート結果を基に検討を進めるということで、行政の方向性に対する所見を伺っておきたいと思っております。

議長。

産業振興課長。

お答えします。御質問の課題でございますが、これは特定の集落に限られるものではないというふうに認識をしております。全国的な問題でございますので、それらを含めた農業が抱えている多くの課題を解消するため、まちでは、地域の特性を考慮しながら、まちの将来の農業の姿とそれを実現するための方策といたしまして、平成27年3月に第1次美浜町農業基本計画を策定いたしました。ここでは生きがいくづくり、むらづくり農業の実現と強い農業、もうける農業の育成・発展に向け、地域施策と産業施策を両輪とした各種農業施策を展開しているところでございます。

産業振興課長
議長
産業振興課長

また、令和2年には、第1次計画の検証に基づきまして、第2次美浜町農業基本計画を策定いたしました。そこでは4つの戦略、地域を支える人創り、未来に絆ぐ経営体の育成、みんなが集うむらづくり、美し農作物の魅力づくりの実現に向けて、認定農業者・新規就農者及び小規模・兼業農家を含めた営農支援に取り組んでいるところでございます。とりわけ令和3年には、園芸など複合農業を促進するため農業人材育成拠点施設を整備し、園芸を中心とする新規農業者の確保に努めるとともに、施設園芸にも手厚い支援を行うことで園芸生産額の向上を図るなど、この計画の実現に向けて鋭意事業に取り組んでおります。県下におきましても充実した施策が展開できているものと自負しているところでございます。

まちとして、低コスト稲作農業に向けた大区画圃場の整備や農地を有効活用するため適地・適作など農地を守っていくための取組を進めてまいりますが、行政だけでは限界があることから、地域の皆さんとふるさとを守るといふ強い思いを共有していただくことで地域と行政が両輪となって取り組んでいきたいと、そういうふうを考えております。

6 番

議長。

議

長

梅津議員。

6 番

我々のところは中山間地帯でございまして、なかなか、今、課長が答弁したような理想のことがなかなか進めることができません。ということで、今後、中山間地帯を考慮した農業の進め方を指導していただけますことを期待したいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議

長

以上で、梅津議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

明日15日の水曜日は午前10時から予算決算常任委員会を行いますので、よろしく願いいたします。

これにて本日は散会いたします。御苦勞さまでございました。

(散会宣言 午前11:27)

令和5年第2回美浜町議会定例会会議録(第4日)

招集年月日	令和5年3月22日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和5年3月22日 午前10時08分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	健康福祉課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	子ども・子育てサポートセンター所長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光戦略課課長	早見 明哲
	総務課長	伊藤 善幸	産業振興課長	今安 宏行
	まちづくり推進課長	丸木 大助	土木建築課長	瀬戸 慎一
	エネルギー政策課長	片山真一郎	上下水道課長	村上 篤志
	会計管理者兼 税務課長	瀬戸 睦	教育委員会事務局長	西野 文隆
	住民環境課長	山口 れい子		

令和5年第2回美浜町議会定例会会議録(第4日)

町長提出議案 の 題 目	[議案]
	○ 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第7号)
	○ 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第2号)
	○ 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
	○ 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
	○ 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)
	○ 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	○ 令和4年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第1号)
	○ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	○ 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	○ 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	○ 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
	○ 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	○ 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について
	○ 美浜町個人情報保護審査会条例の制定について
	○ 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定について
	○ 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定について
	○ 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定について
	○ 敦賀市と美浜町との学齢児童及び学齢生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議について
	○ 美浜・三方環境衛生組合理約の変更に関する協議について
○ 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定について	
○ 美浜町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	

令和5年第2回美浜町議会定例会会議録(第4日)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて ○ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ○ 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 			
<p style="text-align: center;">議員提出議案 の 題 目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美浜町議会の個人情報保護に関する条例について 			
<p style="text-align: center;">議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>			
<p style="text-align: center;">会議録署名 議員の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。</p>			
	7番	河本 猛 議員	14番	竹仲良廣議員

議 長

本日は、全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:08)

議 長

ただいまより、令和5年第2回美浜町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長及び会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付しております日程のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

7番 河本 猛君

14番 竹仲良廣君

の両君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第15号から日程第21 議案第34号までを一括して議題といたします。

去る3月9日の本会議において、各常任委員会に審査を付託いたしました議案の審査結果報告を各常任委員長に求めます。

まず、予算決算常任委員長より報告を求めます。

兼田予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長

ただいまから予算決算常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年3月15日、午前9時56分から、美浜町議会全員協議会室において、委員13名及び議長の出席の下、本委員会を開催し、3月9日に本委員会に付託されました議案7件の審査を行いました。

15日は説明のため、町長、副町長、教育長、各課長、局長、所長、会計管理者の出席を求めました。また職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第7号)。

総務課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

議会費から農林水産業費。

質疑、美浜町職員人財育成事業 90 万円の減額は、コロナ等で研修が中止になったのが原因なのか。

回答、研修には役場内で行う研修と県外等で行う研修があるが、研修の一部がコロナ等で中止になったための減額である。

質疑、庁舎防災機能強化事業及び保健福祉センター防災機能強化事業の非常用発電機設備設置工事費が 5,500 万円減、5,400 万円減と、非常に大きい減額になっているが、どのように考えたらいいのか。

回答、概算設計で大まかな予算を計上したが、実施設計の段階で精査した結果、工事費が減額となった。

質疑、町としてタブレットを活用した D X の推進をどのように考えているのか。

回答、タブレットの使用については、現在は議会のみだが、今後は課長会や防災会議等でタブレットの活用をしていきたいと考えている。

質疑、庁舎内の D X の推進は、まちづくり推進課ではなく、総務課が中心となって実施するべきではないか。

回答、議会事務局、まちづくり推進課、総務課の 3 者で庁舎内の D X 推進に関する課題等を整理し対応したい。

質疑、ふるさと納税寄附者謝礼が 3,525 万円減額となった原因は何か。

回答、昨年度実績 1 億 8,000 万円が今年度 1 億 5,000 万円に行かない予想をしている。海鮮関係の謝礼が減ったことが一番の原因と考えている。今後については、中間業者を入れてしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

意見、ふるさと納税の商品開発は、絶対に必要なもので、町も協力して取り組んでもらいたい。

質疑、移住定住促進事業が 2,927 万 1,000 円の減額となっているが、事業そのものがしっかり運営されているのか。

回答、移住定住促進事業の一つである U ターン者奨学金返還支援事業補助の実績が見込みより少なかった。新婚新生活支援事業など

国の補助金を受けて実施する事業については、要綱等の改正は難しいが、町独自で上乘せしている部分については、次年度見直しを含めて検討していきたい。

意見、美浜町の実情に合った形で、独自の施策を期待している。どうしたら住民が幸せになるかを優先して考えて検討してもらいたい。

質疑、防犯カメラ設置設備整備補助について、安全安心なまちづくりということを考えると、区の主要な場所に設置する防犯カメラの電気代は町が負担するべきではないか。

回答、不特定多数の人が利用するトイレに設置した防犯カメラの電気代は町が負担しなければいけないとの思いもあるが、集落内に設置する防犯カメラの電気代については、区で負担してもらいたい。

質疑、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を1,220万円減額した理由は何か。

回答、予算では令和3年度と令和4年度を個人で比較すると、新たに非課税世帯となった方は130人、転入者は約70世帯、家計急変者は約15世帯、合計215世帯として予算を計上したが、実績は93世帯に該当したということで、差の122世帯分を減額させていただいた。今回の給付金は、世帯全員が非課税の世帯に支給されるものであるが、税務システムでは、非課税世帯の抽出ができず、個人の非課税者で抽出をしたため差が出たということである。

質疑、佐田出張所の故障しているFAXは修理したのか。

回答、FAXは故障中で戸籍に関する証明書が発行できない状況である。現在できる限り早く復旧できるよう準備を進めている。

質疑、新たな出会い応援事業の早婚支援金の支給対象者の要件はどのようなものがあるのか。

回答、御夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつまた両方またはいずれかの年齢が25歳以下の世帯や御夫婦の所得の合計が400万円未満などが条件である。

質疑、年齢制限や所得制限を撤廃することは可能なのか。予算を増やして、町民の婚活をサポートしてほしい。

回答、県の補助事業であり、要件は県に合わせている。今後、町独自の制度化の可能性について検討していきたい。

質疑、わかさ美浜町森づくりプランを町民に対してどのような方法で広報しているのか。

回答、ホームページ等で広報している。今後については、決めた目標を達成できるようにしっかり取り組んでいきたい。

商工費から教育費。

質疑、民宿等活性化事業は非常に重要な事業であり、その減額は補助件数の減によるものだとのことだが、その対象事業者数と今年度の支援実績はどのくらいか。

回答、対象事業者数は39事業者で今年度の支援実績は6事業者である。令和2年度から4年度で13件のリニューアルを行い、全体の3分の1がリニューアルしている。

質疑、美し美浜の宿お泊りキャンペーン事業の宣伝が不十分ではないか。

回答、事業の効果を見極めるため、利用者にアンケートを実施した結果、事業を知らなかった方が半分だったこともあり、それ以降はSNS等の広告を増やして宣伝を行ったが、まだ不十分だったと感じている。

質疑、県営河川局部改良事業で馬背川の河川改良工事を実施しなかった理由は何か。

回答、県のほうで馬背川の状況を確認した結果、1年間様子を見ることで今年度は実施しないと判断した。

質疑、地籍調査事業の現在の進捗具合はどうなっているのか。

回答、初めに中寺地区、佐柿地区。現在、金山地区の調査をして、平野部を先行して進めている。この事業で災害時の境界の復旧の安易性、また隣接者のトラブル軽減等がメリットになっている。

質疑、調査の完了予定はいつ頃か。

回答、今のペースで行くと何十年もかかるため、もっとスピード感を持って対応が必要であるかを考え、検討していきたい。

質疑、今年度より開始した地域愛を育むひとづくり推進基金積立金の最終的な積立金額の目標はあるのか。

回答、積立金額の目標については今のところ設けていない。

質疑、基金の使い道として、教育施策の推進並びにその施策に関わる町内の教育施設の設備及び改修等とあるが、今回積み立てた1

億2,000万円の使い道はあるのか。

回答、総合運動公園に係るハード面の費用である。外壁やアリーナの床の改修費用と考えている。

質疑、放課後児童クラブ事業のパートタイム会計年度任用職員報酬等の事業費が減額になった理由は何か。

回答、パートタイム会計年度任用職員を募集しているものの応募がなく、職員数を確保できなかったからである。

質疑、学校関係のパートタイム会計年度任用職員が減って、運営に問題はないのか。人が集まらないのは、報酬の問題もあるのではないか。

回答、人員は何とかやりくりしている状況である。報酬の単価は、ほかの市町と比べても大きく変わらない。

質疑、総合運動公園改修事業の実施しなかった減額分968万9,000円は繰越しにするのか。

回答、繰越しはせず、新たに次年度の当初予算で計上し、野球場の受変電設備等の改修を次年度早々に着手していきたい。

質疑、今年度より開始した給食センター施設等維持補修基金積立金の最終的な積立金額の目標はあるのか。

回答、積立金額の目標については今のところ設けていない。

質疑、給食センター施設等維持補修基金積立金を開始した目的は何か。

回答、給食センターは夏休み中に工事をしなければいけないため、4月早々に工事を着手できるようにするためである。今後、計画的に工事を着手していきたいと考えている。

繰越明許費、地方債補正、歳入。

質疑、美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業1億726万1,000円が繰越しされているが、内容はどのようなものがあるか。

回答、美浜駅前の無電柱化工事負担金、道の駅の外構工事費、電子看板、備品購入費などである。

議案第16号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第2号)。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第17号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)。

健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、在宅で介護を受けている間は、紙おむつを支給してもらえ
るが、入院した途端紙おむつを支給してもらえなくなるのはなぜか。

回答、おむつについては、どこにいても必要なものだが、町のお
むつ等の介護用品支給については、在宅で高齢者を見ている方とい
うことで、家族の介護負担を軽減させるということと、介護者の労
苦に用いることとして援助している制度であり、在宅の方に限定さ
せていただいている。

意見、町民の不安や負担を軽減できるよう、町独自の事業を検討
してもらいたい。

議案第18号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第19号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正
予算(第3号)。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第20号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予
算(第4号)。

上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑、浄化センターを修繕するに当たり、耐震診断をする必要は
あるのか。

回答、下水道施設耐震対策指針に基づき必要である。

質疑、処理場耐震診断業務委託料2,500万円は適正か。

回答、日本下水道事業団から見積りを徴収し精査した結果、適正
であると判断した。

議案第21号 令和4年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算
(第1号)。

産業振興課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）は、賛成多数をもって承認することに決しました。

議案第16号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第17号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第18号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第19号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第20号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第21号 令和4年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第1号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のおり審査を終了し、午後2時01分、本委員会を閉会しました。

これをもって予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

（なしの声あり）

議長

なしと認め、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。

幸丈総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長

ただいまから、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年3月17日、午後1時30分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席の下に本委員会を開催し、3月9日に本委員会に付託されました議案6件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、税務課長、教育委員会事務局長及び総務課参事の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る3月9日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第22号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、現行の保険税算定方式である資産割の保険税率が24%から18%と6%引き下げられたが、保険税の町民負担が減るのか。

回答、保険税率の引き下げによって、町の国保税全体で300万円の負担軽減を見込んでおり、対象の1,195世帯のうち717世帯の保険税が安くなると考えている。

質疑、改正内容には令和8年度までに資産割を廃止するとなっているが、毎年税率を引き下げて令和8年度にはゼロ%になると考えればよいのか。

回答、資産割の廃止については、令和2年度から45%あったものを30%に、それから、計画的に6%ずつ減らして令和8年度にゼロ%にする計画である。

議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定について。

質疑、今回個人情報保護に関する法律の改正により、現行の美浜町個人情報保護条例が廃止される。現行条例は自治体独自の個人情報の保護措置が認められたが、個人情報保護法施行条例に改正されると、国の法律より厳しい規定を定めることができなくなるという指摘があるが、どう考えているのか。

回答、今までの個人情報保護条例は町独自の条例であり、もともと国の個人情報保護に準じて規定していた。今回、法律に基づいての管理になるが、特段法が緩やかになるなど、個人情報の面で適正に扱われなくなるようなことはない。

質疑、法改正の問題点として、国の法律に自治体の条例を踏まえて共通ルールを定めるのではなく、国のルールを自治体に押し付けるための法改正という指摘がある。また、国や自治体を持つ膨大な個人情報データを企業に開放して利用しやすくすることが目的となっている。地方自治体によっては、個人情報保護の低下や事務的な負担増加が心配されている。美浜町では心配はないのか。

回答、今回の法律の改正に伴う個人情報のデータの活用について、企業への開放は当面ないと考えている。また、事務的な手続が簡素化された部分もあるため、今後データの流出等を発生させないように注意していきたい。

議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定について。

質疑、美浜町の個人情報保護条例は廃止されるわけだが、現行の附属機関の名称や構成、役割もこの条例の内容と同じものになるのか。

回答、今回の個人情報保護条例の廃止に伴い、これまでの審査会が廃止となったことから、新たに審査会条例を制定した。内容、構成メンバーについても、これまでの審査会と変更はない。また、審査請求といった諮問を受けての調査等の変更もない。

議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定について。

質疑、基金を積み上げる目的として、給食センター施設設備等の維持補修及び運営に必要な備品等の更新に基金を積み立てるとあるが、基金の使い道は何か。

回答、令和5年度については、残債を処理するシステムに基金を充当し、それ以降に関しては、空調の換気設備やLED化などに基金の充当を考えている。

質疑、今後ますます児童数の減少が想定されるが、給食センターの運営について食品ロス等の問題も含めて検討するべきではないか。

回答、令和5年度の見込みとして、給食センターで調理する給食数は約700人分を想定している。今後については、変化する児童数をしっかり見極めながら設備更新の計画をしていく。

議案第30号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定について。

質疑、基金を積み上げる目的として、地域愛を育み、自らを高め、夢を実現する人づくりに資することを目的とした教育施策の推進並びにその施策に関わる町内の教育施設の整備及び改修等に必要な資金を積み立てるとあるが、運動公園の改修工事は目的に合っているのか。

回答、今回の基金条例については、総合振興計画、教育大綱、教

育振興計画を勘案しながら条例化したもので、運動公園も生涯スポーツの振興という観点で行くと教育大綱に該当し、目的に合うものと考えている。

質疑、積み上げた基金の使い道として運動公園の改修工事以外に具体的な計画がないということだが、基金条例を制定するならば、長期的な計画を立てるべきではないか。

回答、今回の基金の使い道としてはハード面の整備だが、今後についてはハード・ソフト両面で計画を立てていきたい。

議案第32号 敦賀市の美浜町の間の子齢児童及び学齢生徒に関わる教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議について。

質疑、白木地区から直接敦賀市へ抜ける道が完成し、敦賀市への通学が可能となり、本条例の必要がなくなったことは理解できるが、白木地区から同意は得られているのか。

回答、敦賀市の教育委員会が白木地区と調整した上でのことで、今回の事務委託規約の廃止については、区長と保護者の方も同意されている。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第22号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第30号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第32号 敦賀市と美浜町の間の子齢児童及び学齢生徒に関わる教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午後2時4分、本委員会を閉会いた

しました。

議長

以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

梅津産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長

ただいまから産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年3月16日、午前10時から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席の下に本委員会を開催し、3月9日に本委員会に付託されました議案7件についての協議を行いました。

当日は説明のため、町長、副町長、教育長、総務課長、健康福祉課長、教育委員会事務局長、住民環境課長、観光戦略課長、上下水道課長、土木建築課長の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る3月9日に行われた全員協議会において理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審議された主な点について申し上げます。

議案第23号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、3つの保育園については改正内容の安全計画の策定等の義務化で、安全計画策定や職員や保護者への周知、職員研修や訓練の実施はされないということによいのか。

回答、家庭的保育事業等の設備及び運営については、市町村の条例で基準を定めなければならないと児童福祉法で決められている。一方、町の3保育園が当てはまる児童福祉施設の設備及び運営については、都道府県の条例で基準を定めなければならないとなっている。よって、福井県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の中に町の3保育園が当てはまることとなるが、県の条例では基

準省令の定めるところによるものとするとしていることから、これらの国の基準省令の改正により、同時に県の条例も変わると解釈している。

質疑、自動車を運行する場合の所在確認等の義務化で、美浜町では家人が送迎を行っているが、出席確認はどうしているのか。

回答、保育園に入るときは保護者が子どもを連れて園の中まで入っていただくことを徹底している。出欠状況については毎日確認しており、無断欠席の場合はすぐに連絡するなど、対応をしている。

質疑、保育園の衛生管理等に必要な措置の明確化はどのような基準でいくのか。

回答、保育園については、県の条例、国の基準省令により対応するように決められている。

質疑、自動車を運転する場合の所在確認等の義務化において、ブザー等の設置に関わる規定は令和6年3月31日まで努力義務とあり、それ以降は設置が義務となるが、違反した場合罰則はあるのか。

回答、期日までに設置しなければならないが、年1回指導監査等があり、ブザー等が設置されていないと罰則対象となり、業務停止命令等がなされる場合がある。

質疑、美浜町にある保育施設に絡む内容で、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在確認、設備及び人員基準の緩和、懲戒に関わる権限の濫用禁止規定の削除、衛生管理等に必要な措置の明確化等を全て条例の中に盛り込んであるのか。

回答、保育園については福井県の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の中に、町の3保育園が含まれており、改正されている。

質疑、タクシー等で登園しても、全員保護者の送迎か。

回答、一部祖父母の方もいるが、ほとんどが保護者の自家用車での送迎であり、園の中まで子どもを連れてきていただくことを徹底している。

議案第24号 美浜町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、要綱の改正内容に職員研修や訓練の実施等とあるが、どのようなことを行うのか。

回答、職員研修については、児童クラブの運営に係る子どもの安全と衛生管理の研修で、訓練は避難訓練のことである。

質疑、避難訓練は今までに行ったことがあるのか。

回答、避難訓練については定期的に毎年行っている。

質疑、みなし支援員は美浜町の児童クラブにいるのか。

回答、令和4年度は美浜町内にはいない。令和5年度についても今のところない状況である。

質疑、今いる職員で児童クラブの運営ができるということか。

回答、町内の3か所の児童クラブがあり、研修を受けた支援員と補助支援員を配置して運営している。

質疑、条例を整理して条文化することで、今まで言ってきたことに実務として付加されることが何かあるのか。

回答、今現在避難訓練等を行っているが、安全計画といったものはない。令和6年3月末までには町としても安全計画を策定し、併せて業務継続計画も同様に策定していくこととしている。

質疑、計画を作るべきと考えるが、実際の行動としては何が重視するのか。

回答、実際に取り組んでいる避難訓練や研修等を計画に盛り込んでいくことで実行に移していく考えである。

議案第25号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、国の健康保険法によって改正されているということだが、出産育児一時金というのは全額国庫補助なのか。

回答、地方交付税に当たるが、3分の2が町の拠出負担、3分の1が国民健康保険税から負担する。

質疑、出産育児一時金48万8,000円というのは、各自治体で増減可能なのか。

回答、国の政令で定められており、住民に支給する場合には町の条例で規定。一般的には全国一律と聞いているが、町の裁量で条例改正は可能と解釈できる。

質疑、可能ということか。

回答、国庫補助金も入っているが、独自で条例規定をすれば可能と考える。

質疑、町としては国の政策に上乘せして何かしようという考えはあるのか。

回答、福井県の出産費用は平均で40万円ほど。今50万円に上がると、その差額分は育児支援金として使ってもらうこととなる。

議案第26号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、駅前広場の区画内に一般車は駐車できるのか。

回答、許可車両専用としており、一般車は駐停車できない。

質疑、使用料が非常に安いのが、算定基準はどこから出てきたのか。

回答、美浜町法定外公共物の管理に関する条例で、町の法定外公共物を貸出しする際の単価を準用して設定したものである。

議案第31号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定について。

質疑はありませんでした。

議案第33号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議について。

質疑はありませんでした。

議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定について。

質疑、道の駅の管理は美浜暮らしブランド推進連合が中心となって管理することになると思うが、行政側管理者が道の駅に常駐することになるのか。

回答、指定管理自体は国交省の造ったトイレ施設、情報発信施設、駐車場も含め全てをSPC、美浜暮らしブランド株式会社のほうで一括管理するもので、町の職員が滞在することは考えていない。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告します。

議案第23号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第24号 美浜町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第25号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第26号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第31号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第33号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前10時41分、本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

産業厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの報告に対し質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長

なしと認め、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で、委員長報告を終結いたします。

これより、討論を行います。

議案第15号について、討論はございませんか。

河本議員。

7番

河本 猛です。

私はただいま討論の対象となっております議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）に対し反対する立場から討論を行います。

議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ6,574万1,000円を追加し、総額を109億7,191万3,000円とするものです。

個別事業の減額の主な理由は、新型コロナウイルス感染症によるイベントや視察・研修の中止、縮小、また事業の実績に応じた事業費の確定などによる減額がほとんどでした。減額される予算を考慮すれば、中には国が示す基準よりも町独自の裁量で手厚い支援がで

きる事業もありますが、予算の増減を認めることができる事業がほとんどでした。

しかし、本議案の中には美浜町スマートコンパクトシティ魅力創造拠点化事業で1億726万1,000円の繰越明許費があります。私は、これまで道の駅関連の予算・計画・建設に反対してきた経緯があるので、道の駅に係る予算を来年度に繰り越す本議案についても認めることはできません。

以上、議案第15号に反対する理由を述べ、反対討論を終わります。

議長 ほかに討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第15号 令和4年度美浜町一般会計補正予算(第7号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長 なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 全員起立であります。

よって、議案第16号 令和4年度美浜町診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第17号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計
補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第18号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計
補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第19号 令和4年度美浜町集落排水処理事業特別
会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 20 号 令和 4 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 21 号について、討論はございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから議案第 21 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 21 号 令和 4 年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 22 号について、討論はございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 なしと認めます。
これから議案第 22 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 22 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 23 号について、討論はございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これから議案第 23 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 23 号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美浜町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第24号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第25号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、議案第26号 美浜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のと

おり可決されました。

議案第27号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第27号 美浜町個人情報保護法施行条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第28号 美浜町個人情報保護審査会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第29号 美浜町給食センター施設等維持補修基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号について、討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから議案第 30 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第 30 号 地域愛を育むひとづくり推進基金条例の
制定については、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 31 号について、討論はございますか。
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから議案第 31 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 31 号 美浜町集落排水処理施設整備事業基金条
例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 32 号について、討論はございませんか。
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから議案第 32 号を採決いたします。
本件に対する委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 32 号 敦賀市と美浜町の間の学齢児童及び学齢
生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協
議については、委員長報告のとおり可決されました。
議案第 33 号について、討論はございませんか。
(なしの声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから議案第 33 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第33号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号について、討論はございませんか。

河本議員。

7 番

河本 猛です。

私は、ただいま討論の対象となっております議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定についてに対し、反対する立場から討論を行います。

私は、そもそもPFI方式による道の駅建設に反対してきているので、道の駅の指定管理者の指定についても必要ないという考えです。昨年の12月の定例会では道の駅に関する設置及び管理に関する条例の制定について反対していますし、町民のにぎわい創出よりも事業者の利益に重点が置かれているようにしか見えないので、本議案についても認めることはできません。

以上、議案第34号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議 長

ほかに討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

これで討論は終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立多数であります。

よって、議案第34号 美浜町道の駅若狭美浜はまびよりの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これより追加提出議案を上程いたします。

日程第22 議案第35号 美浜町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第

24 諮問第1号から日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推選について意見を求めることについての4議案を上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

ただいまは、令和4年度美浜町一般会計補正予算（第7号）をはじめ20議案につきまして慎重な御審議を賜り、全議案を原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案いたします議案の概要について御説明申し上げます。

議案第35号 美浜町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第5次美浜町総合振興計画及び第2期美浜創生総合戦略に掲げる優先重点施策を機動的に進めるため、行政組織の再編が必要なことから、美浜町課設置条例の一部を改正するものであります。

同意第1号につきましては、美浜町固定資産評価審査委員会委員の中畷敏彦氏の任期が本年5月25日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号及び第2号につきましては、人権擁護委員の瀬戸弘勇氏並びに吉本典子氏の任期が本年6月30日をもって満了となるため、時期候補者として新たに高木正氏並びに石丸悦子氏を法務大臣に推選いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重な御審議をいただき、妥当な御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、議案表題部分についてのみとし、ほかは省略いたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長

異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分のみをお願いいたします。

総務課長。

総務課長

それでは、議案の表題部分の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

議案第35号 美浜町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

諮問第1号 人権擁護委員の推選につき意見を求めることについて。

諮問第2号 人権擁護委員の推選につき意見を求めることについて。

令和5年3月22日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

議長

以上で、議案の説明は終わりました。

これより休憩し、別室において全員協議会を開催いたしまして、ただいま上程いたしました議案第35号 美浜町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、及び諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推選につき意見を求めることについての4議案について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。トイレ休憩を挟みますので、トイレへ行く方はトイレへ行ってください。そのまま続けさせていただきます。

(休憩宣言 午前11:19)

(再開宣言 午後11:51)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日追加提出の議案については、既に提案理由の説明は終了し、先の全員協議会において協議いたしましたので、これより質疑に入ります。

日程第22 議案第35号 美浜町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第23 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第25 諮問第1号及び日程第26 諮問第2号 人権擁護委員の推選につき意見を求めることについては、質疑・討論を省略し直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これについては御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本件の質疑・討論は省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

日程第23 同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、同意第1号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推選につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件はお手元にお配りいたしました意見のとおり答申したいと思います。御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配りました意見のとおり答申することに決定いたしました。

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推選につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件はお手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号はお手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、日程第26 発委第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

本案について、提出者、議会運営委員会委員長 川畑忠之君に趣旨説明を求めます。

川畑議員。

議会運営委員長

それでは、発委第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを説明いたします。

発委第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び美浜町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和5年3月22日提出。提出者、議会運営委員会委員長 川畑忠之。美浜町議会議長 山口和治様。

提案理由。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の対象から除かれている議会における個人情報の保護について定めたいので本案を提出する。

詳細につきましては、22ページ条例要綱にて説明いたします。

美浜町議会の個人情報の保護に関する条例要綱。

1、制定の理由。社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年5月19日公布のデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法が改正された。従来個人情報取扱い事業者、国

の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれが別の法令に定められていたが、これらが個人情報保護法に統合され、かつ国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなった。

これにより、全国的な共通ルールの下で個人情報保護法の的確な運用が図られることになったが、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が地方議会は原則として適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いについて、議会独自の個人情報保護条例の制定が必要となったため。

2、制定の内容。議会が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。

議長は議会が保有している個人情報ファイル、個人情報のデータベースについて個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないことについて定める。

議会の保有する事項を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることについて定める。

議会の事務局の職員、または職員であった者などが正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときなどの罰則について定める。

3、施行期日。令和5年4月1日。

以上。

議長

趣旨説明は終わりました。

本案についての質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論はございますか。

(なしの声あり)

議長

なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長

起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調

査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書記載の事項に、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出どおり、閉会中継続審査することといたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続きまして、日程第28 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会議員派遣について、お手元に配付のとおり、それぞれ派遣いたしたいと思います。

ただし、緊急を要する場合には議長において決定いたしたいと思います。

これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元の配付のとおり、それぞれ派遣することに決定いたします。

次に、日程第29 嶺南広域行政組合議会議員の補欠選挙を行います。

本町議会選出の嶺南広域行政組合議会議員 高橋 修君が3月9日付をもって辞職されました。同組合規約により、本町議会においてその補欠選挙を執行されたい旨の通知を受けております。

ただいまから選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。
お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたします。

嶺南広域行政組合議員に兼田和雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました兼田和雄君を嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました兼田和雄君が嶺南広域行政組合議会議員に当選いたしました。ただいま嶺南広域行政組合議会議員に当選されました兼田和雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33号第2項の規定により告知をいたします。

以上で、本定例会の日程が全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第2回美浜町議会定例会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後 0 : 0 4)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

美浜町議会議長 山口 和治

署名議員 河本 猛

署名議員 竹仲 良廣